

第2期

剣淵町子ども・子育て支援事業計画

～みんなが子育て応援団 子どもの未来を支え合うまち けんぶち～



～令和元年度大きな絵プロジェクト～

令和2年3月

剣 淵 町

は じ め に

現在、我が国では、生活様式や就労環境の変化等を背景として、社会の構造や経済の根幹をゆるがしかねない深刻な少子化問題に直面しています。また、少子化の進行ばかりでなく、核家族化の増加や経済の低成長、地域社会における連帯感の希薄化により、子どもたちや家庭を取り巻く子育て・社会環境も大きく変化しています。

このようななか、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づきスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、市町村の権限と責任が大幅に強化され、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定める「子ども・子育て支援事業計画」の策定が「子ども・子育て支援法」において義務付けられました。

剣淵町では、平成 27 年 3 月「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」を策定して、子育て環境の充実に努めております。

また、近年、社会問題ともなっている児童虐待等は、本町においても例外ではなく、該当事例となる傾向にあり、これらの未然防止や早期発見の観点から、様々な子育て支援事業の重要性がより増しています。

本計画は、第 1 期計画の期間満了に伴い、国における子育て支援制度や剣淵町の現状をふまえつつ、本町の子育て支援の方向性を定めるために策定するものです。

より幅広い視点で、町民・行政が総ぐるみで、子ども達の未来を確かなものにしていくとともに、社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になっています。

「みんなが子育て応援団 子ども未来を支え合うまち けんぶち」
の実現に努めてまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「子ども・子育て支援会議」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

剣淵町長 早坂 純夫

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置づけと期間.....	1
第2章 剣淵町の子育てを取り巻く現状と課題	3
1 子どもと子育て家庭を取り巻く町の状況.....	3
2 子育て支援に関する国の動き.....	13
3 剣淵町における子育て支援の課題.....	15
第3章 この計画の基本的な考え方	17
1 子育て支援を進めるうえでの基本理念.....	17
2 教育・保育提供区域の設定.....	17
3 基本目標.....	18
4 計画の体系.....	19
第4章 計画の内容	20
基本目標1 子どもを地域で見守り、支援します.....	20
基本目標2 子どもが安全な環境で心身ともに健やかに育つよう支援します.....	24
基本目標3 子どもを持つ家庭の負担が軽減するよう支援します.....	29
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策	33
1 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策.....	34
2 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策.....	35
3 子育てのための施設等を利用する際の給付の円滑な実施.....	38
第6章 計画の推進	39
1 進行管理表による事業の管理、検証.....	39
2 剣淵町子ども子育て支援会議への進捗状況の報告.....	39
資料編	40
1 剣淵町子ども・子育て支援会議設置要綱.....	40
2 計画策定の経過.....	4
3 子育て支援についてのアンケート結果概要.....	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

1989（平成元）年の人口動態統計において、合計特殊出生率が過去最低の1.57となった「1.57ショック」を契機に、国は、子育て支援のための施策に力を入れるようになりました。

2003（平成15）年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び企業に集中的・計画的に取り組むよう促進することとなり、剣淵町では、2005（平成17）年度に「剣淵町次世代育成支援行動計画」を策定し、保育所の地域開放や一時保育事業の実施など、子育て支援の充実に努めてきました。

その後、2012（平成24）年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、2015（平成27）年度から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

子ども・子育て関連3法により、地域の子育て支援についての需給計画「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことを受け、本町では2015（平成27）年に「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本理念“みんなで支える豊かな未来 子どもが健やかに育つまち剣淵”をめざし、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で施策・事業を推進してきましたが、2019（平成31）年度で計画の最終年度を迎えることから、引き続き切れ目のない子ども・子育て支援を総合的に進めていくため「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

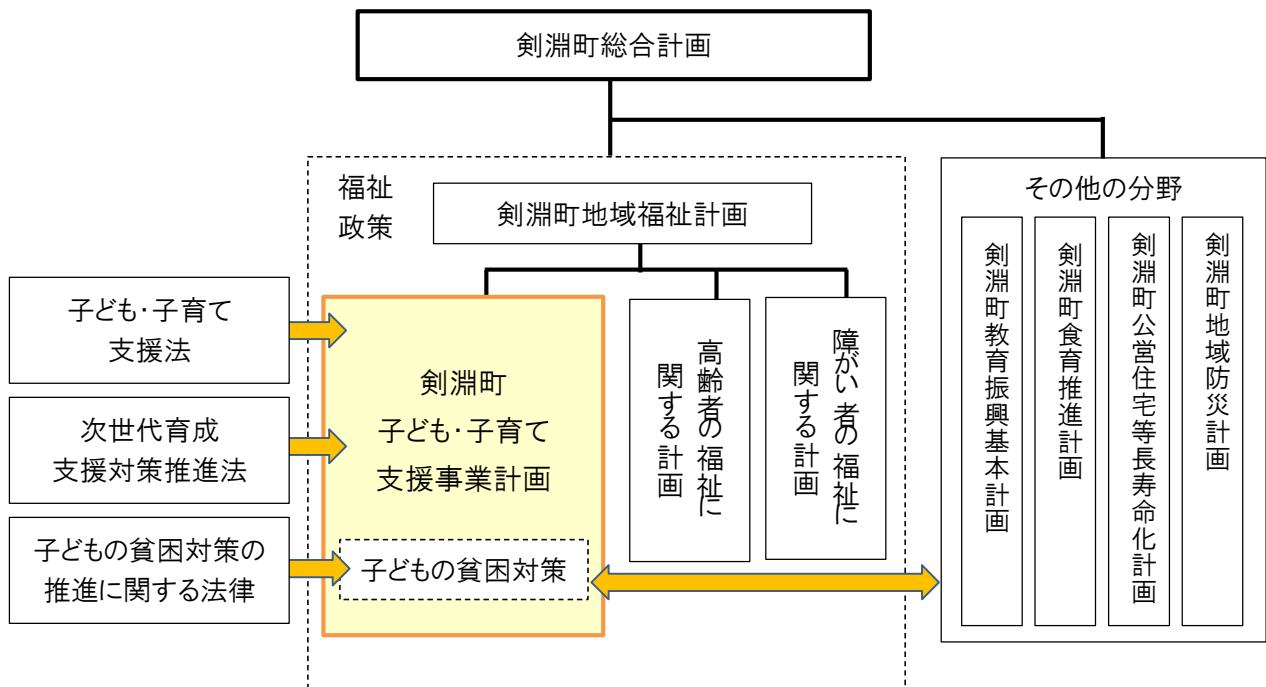
（1）この計画の位置づけについて

■本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、18歳までの子どもたちと子育て家庭を対象に、本町が進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。国から示された基本指針に即して「教育・保育提供区域」ごとの「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制を定めています。

■本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で示すことが求められている内容に加えて、「剣淵町次世代育成支援行動計画」で示した各分野における施策の方向性についても位置づけることとします。

■本計画は、「剣淵町総合計画」の子ども・子育て部門における個別計画として位置づけ、「剣淵町地域福祉計画」や「剣淵町教育振興基本計画」など他の関連計画との整合性を保ちながら、施策や事業を推進していきます。

■市町村に策定が求められている「子どもの貧困対策計画」で位置づける施策についても、本計画の中に位置づけています。



(2) この計画の期間について

この「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期と同様に5年間で進める計画とし、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とします。

ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況などをふまえ、必要な見直しを行います。

第2章 剣淵町の子育てを取り巻く現状と課題

1 子どもと子育て家庭を取り巻く町の状況

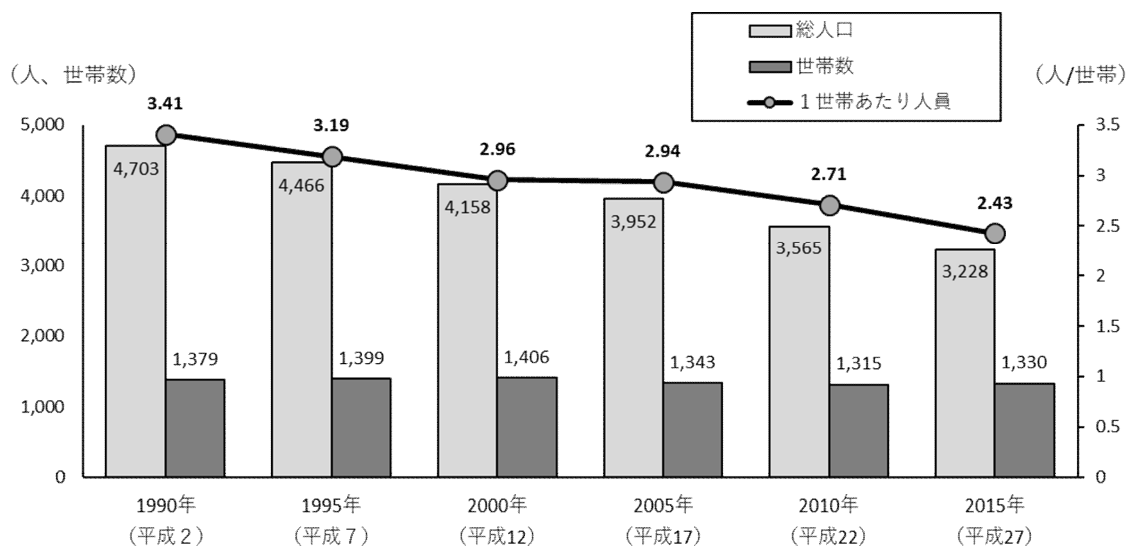
1 総人口と世帯数

2015（平成27）年の国勢調査によると、本町の人口は3,228人で、世帯は1,330世帯、1世帯あたり人員は2.43人となっています。

総人口の推移をみると、減少が続いていますが、世帯数は、2010（平成22）年から2015（平成27）年は、ほぼ横ばいです。1世帯あたり人員は、総人口と同様に減少が続いており、核家族化が進んでいます。

■総人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移（国勢調査）■

	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
総人口	4,703	4,466	4,158	3,952	3,565	3,228
男性	2,220	2,090	1,982	1,920	1,705	1,567
女性	2,483	2,376	2,176	2,032	1,860	1,661
世帯数	1,379	1,399	1,406	1,343	1,315	1,330
1世帯あたり人員	3.41	3.19	2.96	2.94	2.71	2.43



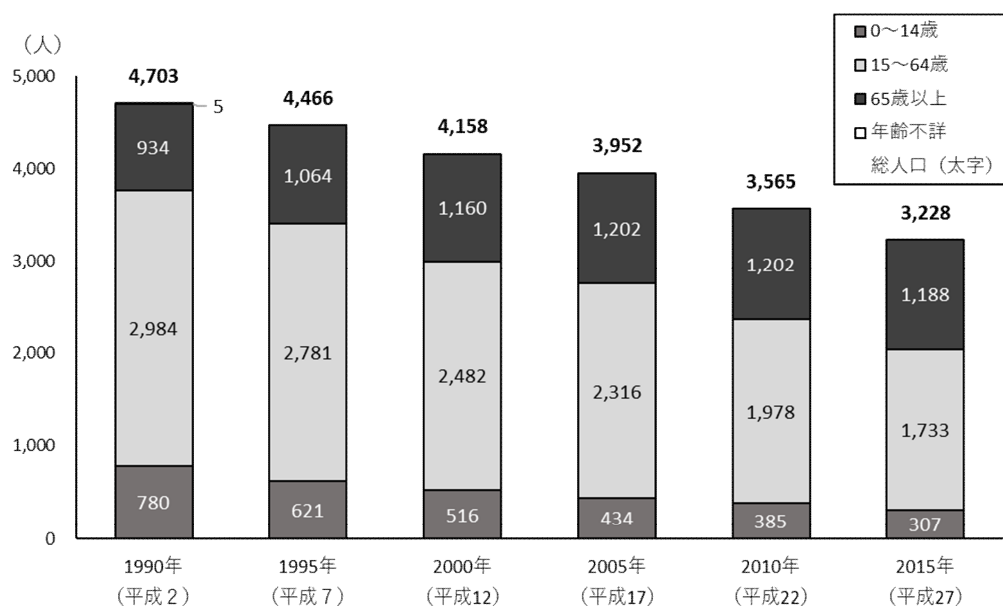
2 年齢3区分人口

2015（平成27）年の国勢調査によると、0～14歳の年少人口は307人、15～64歳の生産年齢人口は1,733人、65歳以上の老年人口は1,188人となっています。

年齢3区分人口の構成割合をみると、年少人口比率は9.5%と減少し、1割を切る状況である一方、老年人口比率は36.8%に増加し、年少人口の4倍近くになっています。

■年齢3区分人口構成の推移（国勢調査）■

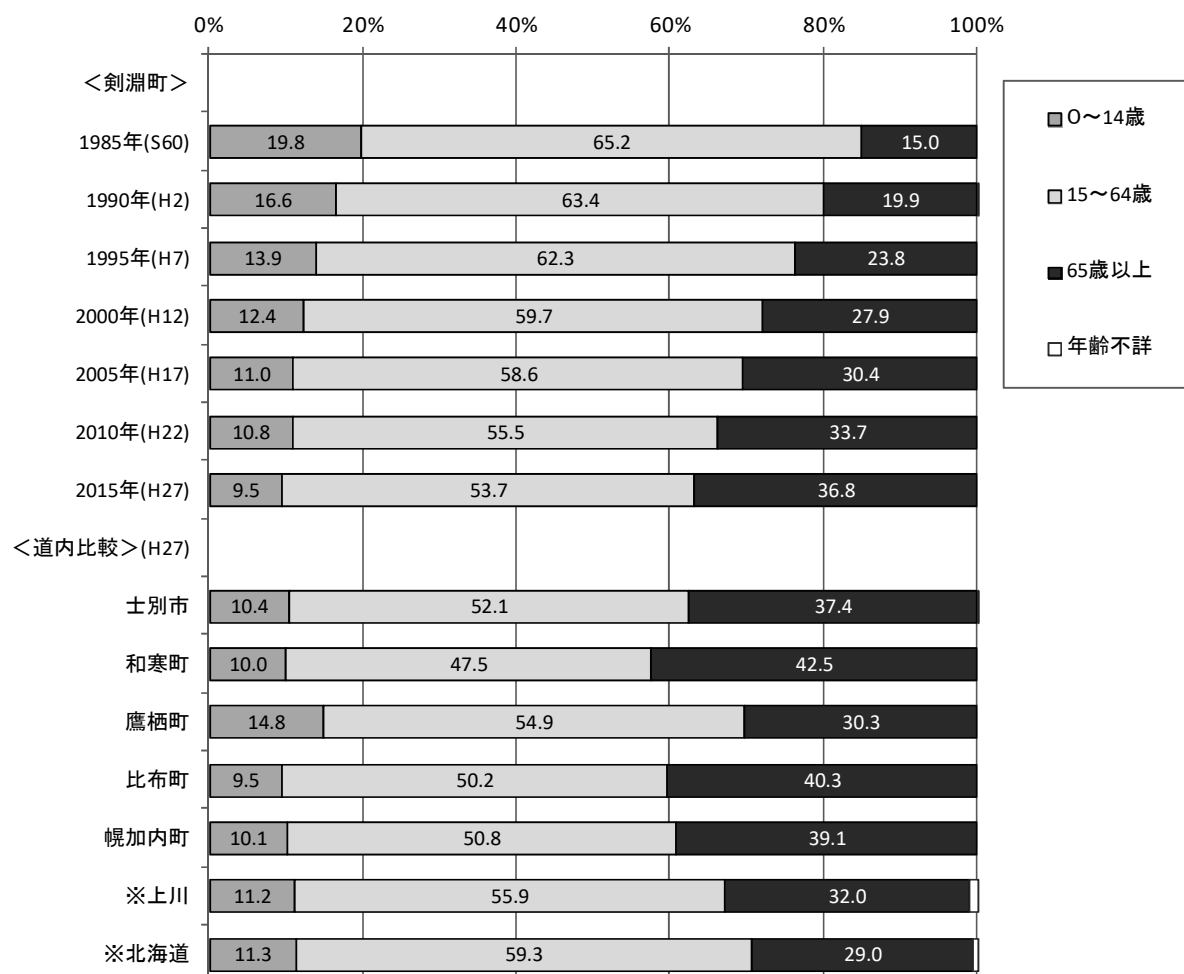
	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
総人口	4,703	4,466	4,158	3,952	3,565	3,228
0～14歳	780	621	516	434	385	307
割合	16.6%	13.9%	12.4%	11.0%	10.8%	9.5%
15～64歳	2,984	2,781	2,482	2,316	1,978	1,733
割合	63.4%	62.3%	59.7%	58.6%	55.5%	53.7%
65歳以上	934	1,064	1,160	1,202	1,202	1,188
割合	19.9%	23.8%	27.9%	30.4%	33.7%	36.8%
年齢不詳	5	0	0	0	0	0
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



年齢3区分人口の構成割合の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合がそれぞれ減少し、老年人口の割合が増加するという、少子化・高齢化が進んでいます。

平成27年の数値で近隣自治体と比較すると、老年人口の割合は近隣自治体の中では高い方ではありませんが、年少人口の割合については、1割を切っている自治体は比布町と剣淵町のみであり、低い状況となっています。

■ 年齢3区分人口の構成割合の推移と道内比較（国勢調査） ■



3 人口動態

2010（平成22）年から2019（令和元）年までの出生・死亡・転入・転出の数の変動（人口動態）をみると、自然動態（出生・死亡の変動）については、死亡が出生を上回る「自然減」の状況が続いていますが、2016（平成28）年以降、出生数はやや増加の傾向にあります。

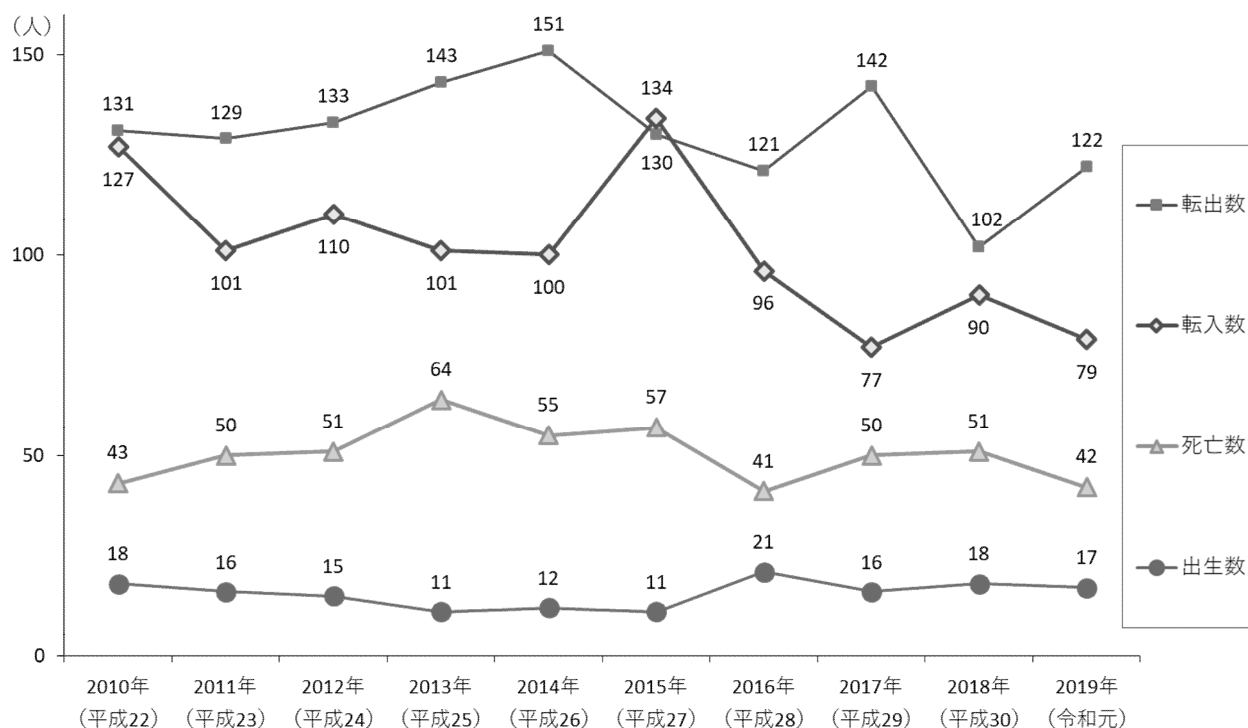
社会動態（転入・転出の変動）については、ほぼ、転出が転入を上回る「社会減」の状況が続いています。

■人口動態（住民基本台帳）■

（単位：
人）

年 数	2010年 (平成22)	2011年 (平成23)	2012年 (平成24)	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)
出生	18	16	15	11	12	11	21	16	18	17
死亡	43	50	51	64	55	57	41	50	51	42
転入	127	101	110	101	100	134	96	77	90	79
転出	131	129	133	143	151	130	121	142	102	122

※各年1月1日～12月31日。2012年（平成24）7月からは外国人を含む。



4 家族類型別世帯数

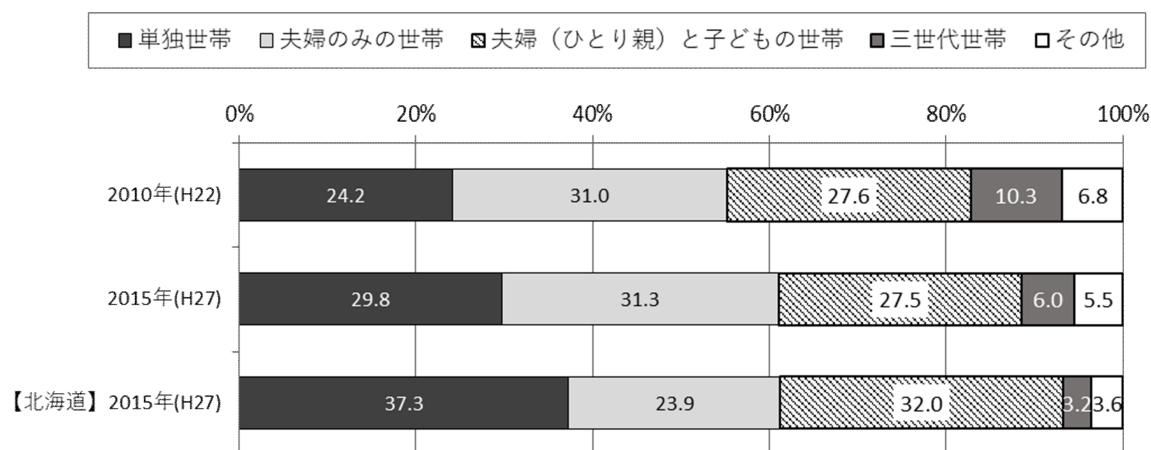
2015（平成27）年の国勢調査によると、一般世帯数（1,330世帯）のうち、単独世帯が392世帯、夫婦のみの世帯が412世帯、夫婦（またはひとり親）と子どもの世帯が362世帯、三世代世帯が79世帯となっています。

■家族類型別世帯数の推移（国勢調査）■

	2010年（平成22年）		2015年（平成27年）	
	世帯数（世帯）	割合	世帯数（世帯）	割合
単独世帯	318	24.2%	392	29.8%
夫婦のみの世帯	408	31.0%	412	31.3%
夫婦（ひとり親）と子どもの世帯	363	27.6%	362	27.5%
三世代世帯	136	10.3%	79	6.0%
その他	90	6.8%	72	5.5%

構成割合を北海道（全体）と比較すると、単独世帯の割合は北海道よりも低く、三世代世帯の割合は高いですが、本町における2010（平成22）年の国勢調査と比較すると、単独世帯の割合が増加し、三世代世帯の割合が減少しています。

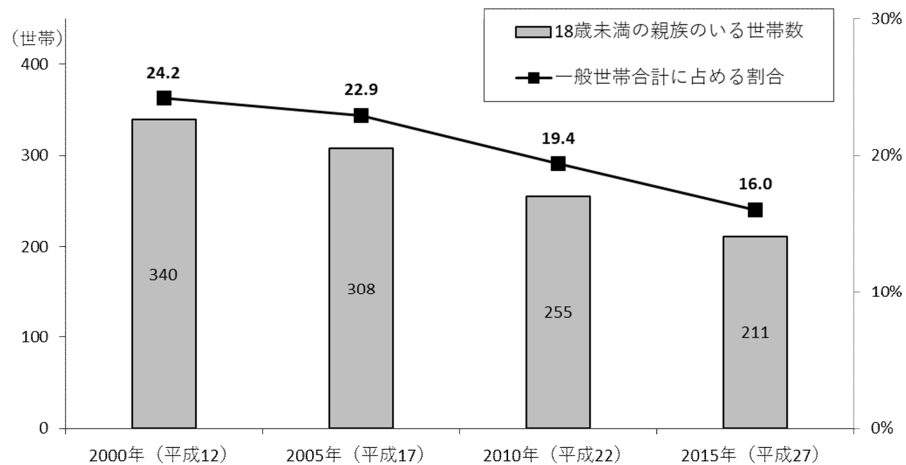
■家族類型別世帯数の推移、北海道との比較（国勢調査）■



18歳未満の親族のいる世帯数は、2015（平成27）年の国勢調査では211世帯、一般世帯に占める割合は16.0%で、減少が続いています。

■ 18 歳未満の親族のいる世帯数の推移（国勢調査） ■

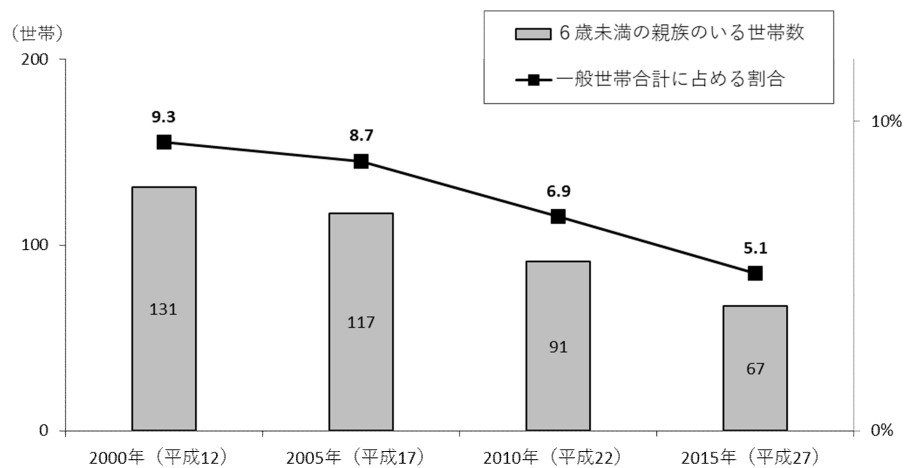
	2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)
18 歳未満の親族のいる世帯数（世帯）	340	308	255	211
一般世帯合計に占める割合	24.2%	22.9%	19.4%	16.0%



6歳未満の親族のいる世帯数は、2015（平成27）年の国勢調査では67世帯、一般世帯に占める割合は5.1%で、18歳未満の親族のいる世帯と同様に減少が続いています。

■ 6 歳未満の親族のいる世帯数の推移（国勢調査） ■

	2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)
6 歳未満の親族のいる世帯数（世帯）	131	117	91	67
一般世帯合計に占める割合	9.3%	8.7%	6.9%	5.1%



5 女性の就業状況

本町の女性の就業率を年齢別にみると、出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなる、いわゆるM字型曲線を描いています。

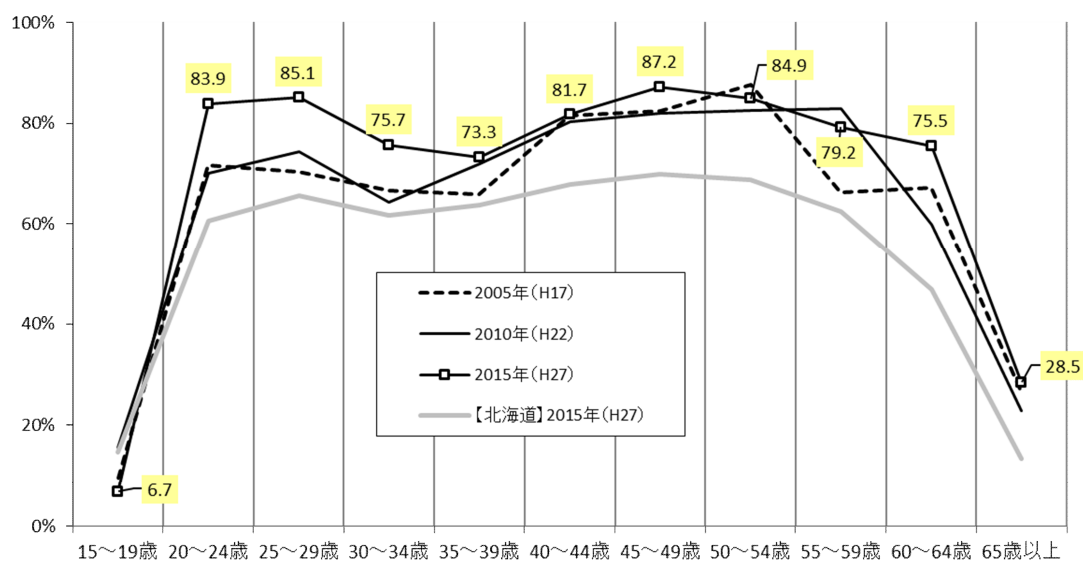
このM字型曲線は、2005（平成17）年や2010年（平成22）年と比較すると、2015（平成27）年は緩やかになっており、出産によって離職をすることなく、就業を続ける人が増えていることが伺えます。

■女性の就業者数の推移（国勢調査）■

	2005 年（平成 17 年）			2010 年（平成 22 年）			2015 年（平成 27 年）		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19 歳	10	104	9.6%	13	83	15.7%	4	60	6.7%
20～24 歳	63	88	71.6%	42	60	70.0%	26	31	83.9%
25～29 歳	50	71	70.4%	55	74	74.3%	40	47	85.1%
30～34 歳	74	111	66.7%	45	70	64.3%	56	74	75.7%
35～39 歳	58	88	65.9%	72	100	72.0%	55	75	73.3%
40～44 歳	88	108	81.5%	65	81	80.2%	76	93	81.7%
45～49 歳	108	131	82.4%	86	105	81.9%	75	86	87.2%
50～54 歳	142	162	87.7%	104	126	82.5%	90	106	84.9%
55～59 歳	102	154	66.2%	131	158	82.9%	99	125	79.2%
60～64 歳	96	143	67.1%	88	147	59.9%	114	151	75.5%
65 歳以上	178	676	26.3%	157	687	22.9%	191	670	28.5%
合計（平均）	969	1,836	52.8%	870	1,691	51.4%	826	1,518	54.4%

また、2015（平成27）年の数値を北海道（全体）と比較すると、15～19歳を除き、本町の女性の就業率が各年代とも北海道を上回っています。

■女性の年齢別就業率の推移、北海道との比較（国勢調査）■



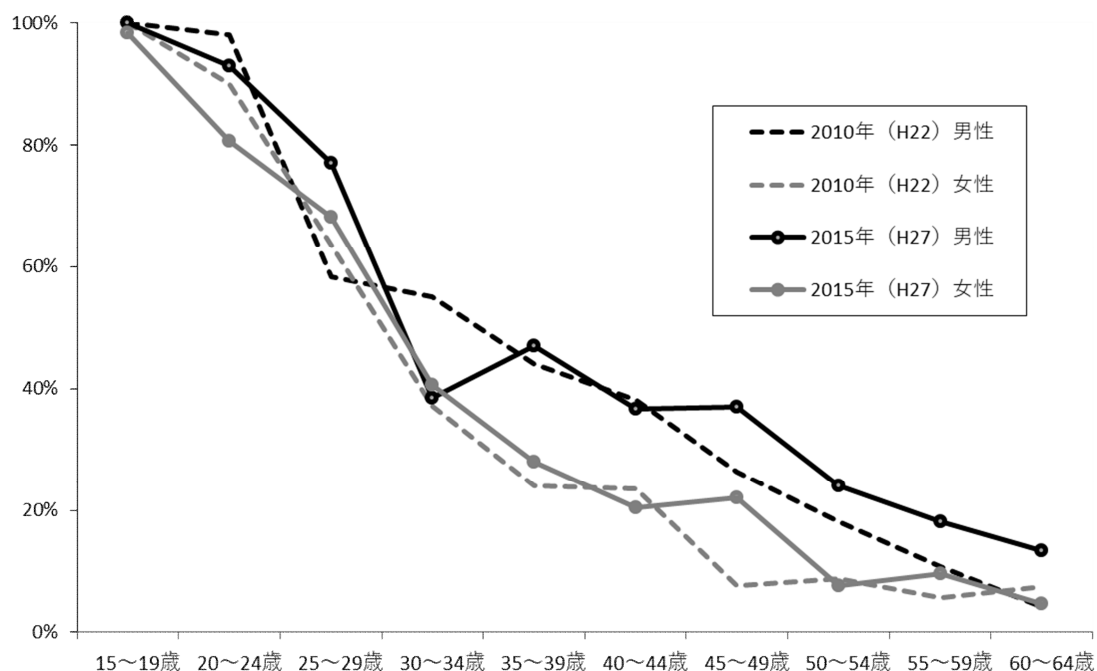
6 配偶関係の状況

2015（平成27）年の国勢調査で本町の未婚率を男性と女性で比較すると、30～34歳以外は男性の方が女性よりも未婚率が高い状況です。

また、2010（平成22）年の国勢調査と比較すると、男性は、45歳以上の年代で未婚率が高くなっています。

■ 未婚者数の推移（国勢調査） ■

	2010 年（平成 22 年）		2015 年（平成 27 年）	
	男性	女性	男性	女性
15～19 歳	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%
20～24 歳	98.0%	90.0%	93.0%	80.6%
25～29 歳	58.3%	63.5%	77.1%	68.1%
30～34 歳	55.0%	37.1%	38.5%	40.5%
35～39 歳	44.0%	24.0%	47.0%	28.0%
40～44 歳	38.2%	23.5%	36.7%	20.4%
45～49 歳	26.3%	7.6%	37.0%	22.1%
50～54 歳	18.1%	8.7%	24.0%	7.5%
55～59 歳	10.7%	5.7%	18.2%	9.6%
60～64 歳	4.2%	7.5%	13.3%	4.6%



7 出生率（合計特殊出生率）

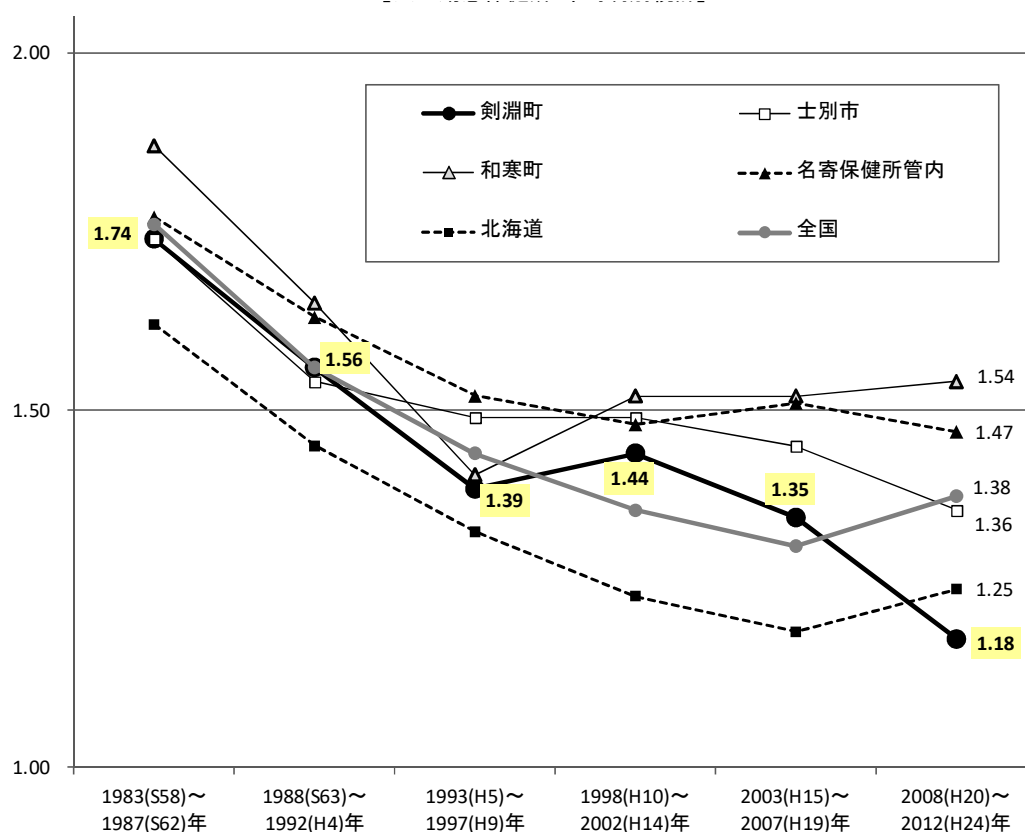
人口動態保健所・市町村別統計によると、2008（平成20）年から2012（平成24）年における本町の合計特殊出生率は1.18で、近隣の自治体や北海道、全国と比較すると、低い数値となっています。

■ 合成特殊出生率（ベイズ推定値）の推移 ■

	1983(昭和 58)～ 1987(昭和 62)年	1988(昭和 63)～ 1992(平成 4)年	1993(平成 5)～ 1997(平成 9)年	1998(平成 10)～ 2002(平成 14)年	2003(平成 15)～ 2007(平成 19)年	2008(平成 20)～ 2012(平成 24)年
剣淵町	1.74	1.56	1.39	1.44	1.35	1.18

資料：人口動態保健所・市町村別統計（厚生労働省）

■ 合成特殊出生率（ベイズ推定値）の推移（近隣自治体、北海道、全国との比較） ■



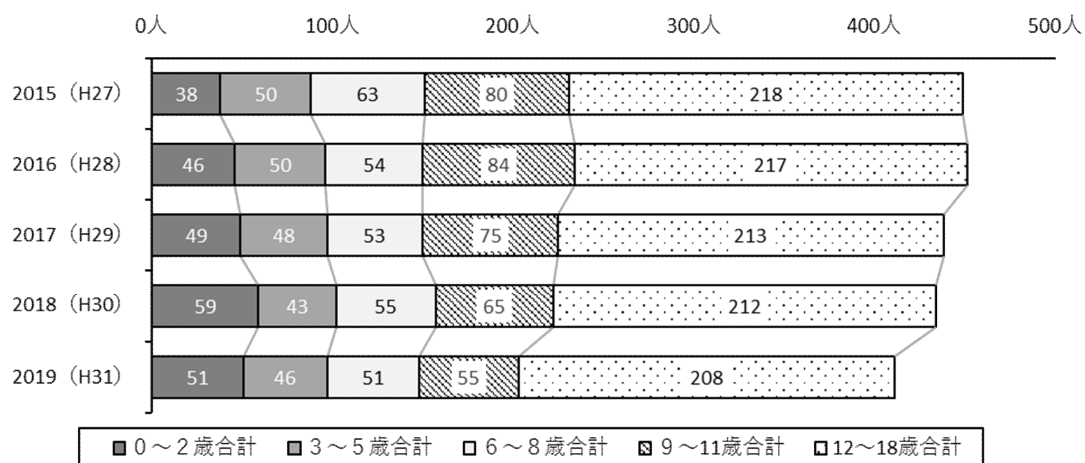
資料：人口動態保健所・市町村別統計（厚生労働省）

8 0歳から18歳までの子どもの数

住民基本台帳によると、2015（平成27）年と2019（令和元4）年で0歳から11歳までの子どもの数を比較すると、全体では減少していますが、0歳から3歳までの子どもの数は増加しています。

■児童数の推移（住民基本台帳 10月1日現在）■

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2015年と 2019年の比較
0歳	9	20	17	19	14	5
1歳	15	12	22	18	19	4
2歳	14	14	10	22	18	4
3歳	15	17	14	10	21	6
4歳	18	15	19	15	10	▲8
5歳	17	18	15	18	15	▲2
6歳	15	20	18	16	18	3
7歳	18	15	20	18	15	▲3
8歳	30	19	15	21	18	▲12
9歳	25	31	19	15	21	▲4
10歳	28	25	31	19	15	▲13
11歳	27	28	25	31	19	▲8
12歳	29	26	29	25	30	1
13歳	24	30	25	30	25	1
14歳	22	25	29	27	29	7
15歳	40	26	32	38	31	▲9
16歳	33	43	31	32	39	6
17歳	39	33	41	28	28	▲11
18歳	31	34	26	32	26	▲5
0～2歳合計	38	46	49	59	51	13
3～5歳合計	50	50	48	43	46	▲4
6～8歳合計	63	54	53	55	51	▲12
9～11歳合計	80	84	75	65	55	▲25
12～18歳合計	218	217	213	212	208	▲10
0～11歳合計	231	234	225	222	203	▲28
0～18歳合計	449	451	438	434	411	▲38



2 子育て支援に関する国の動き

1990（平成2）年の1.57ショックを契機に、最初の具体的な計画として「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が1994（平成6）年に策定されました。当初は保育サービス関係が中心の取り組みでしたが、1999（平成11）年に「少子化対策推進基本方針」の決定を受け、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となりました。

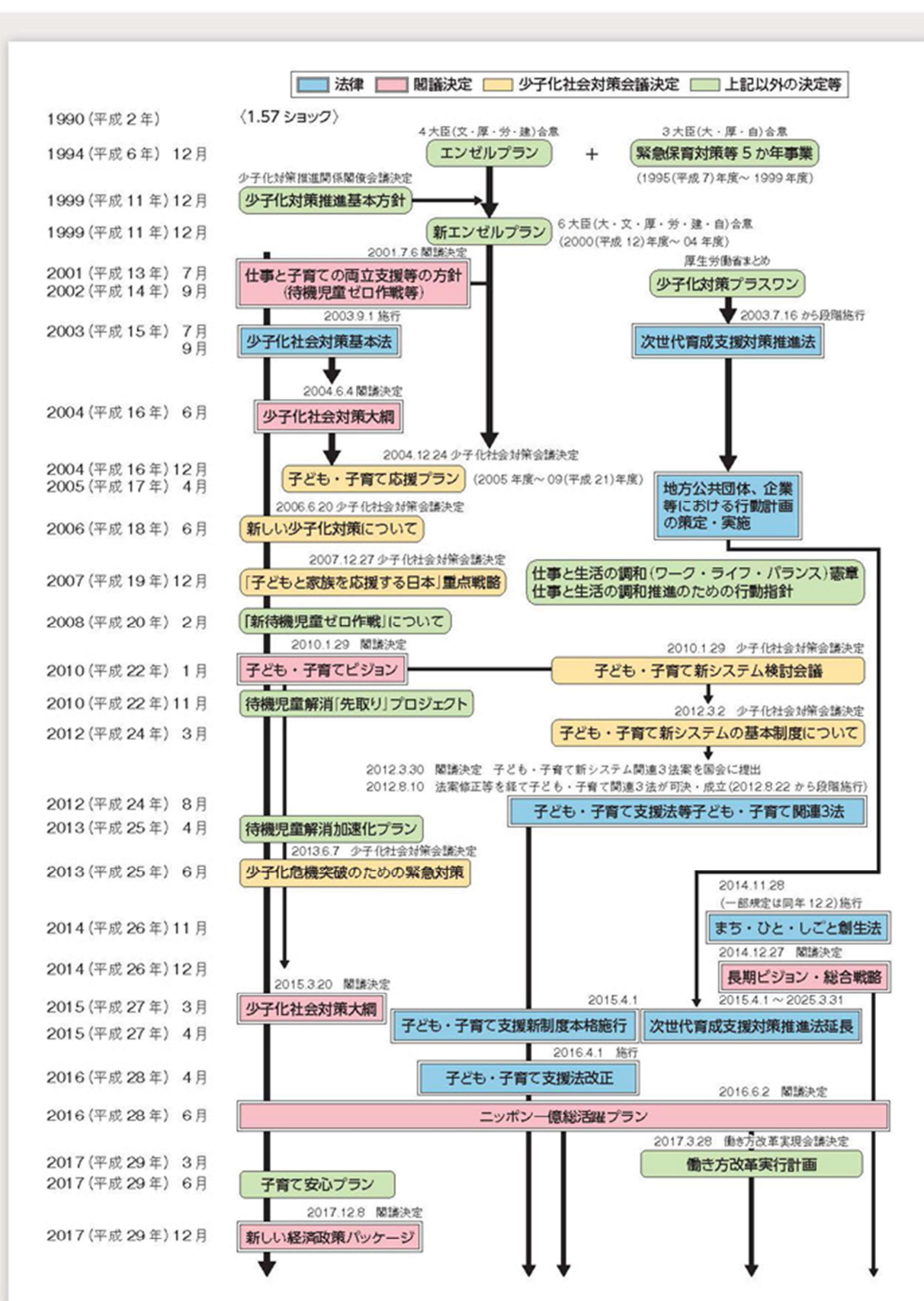
2003（平成15）年7月には「少子化社会対策基本法」が制定され、内閣府に少子化社会対策会議が設置されるとともに、同年9月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と301人以上の労働者を雇用する事業主が、それぞれ行動計画を策定することとなりました。

しかしながら、その後も少子化はとどまることはなく、そのような状況のなか、2010（平成22）年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、2012（平成24）年に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が2015（平成27）年度からスタートしました。

「子ども・子育て支援新制度」は、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、子育てを「量」と「質」の両面から、社会全体で支えていこうという取り組み内容になっています。

その後、2016（平成28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化の問題に真正面から取り組むため、子育て支援や社会保障の基盤の強化に努めるとともに、2017（平成29）年に発表された「子育て安心プラン」では、待機児童の解消やゼロの維持、M字カーブの解消などをめざすこととしています。

■これまでの少子化対策の取組（内閣府資料）■



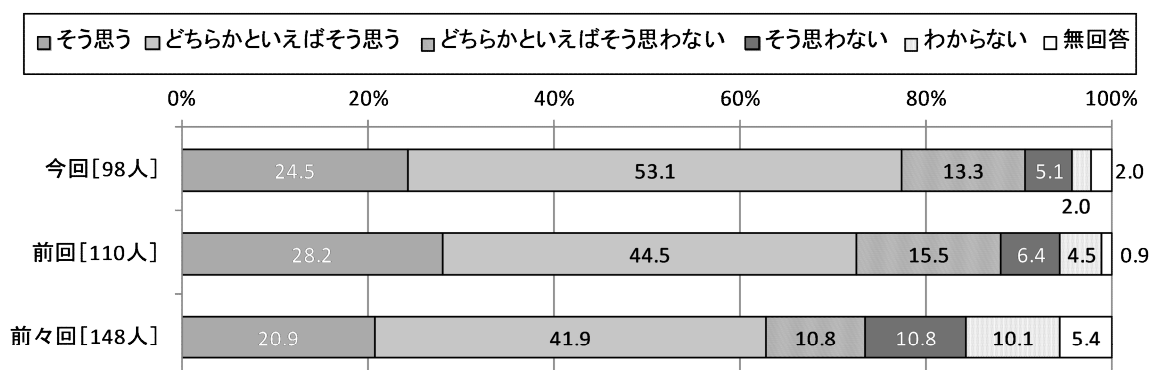
資料：内閣府資料

3 剣淵町における子育て支援の課題

子育てしやすいまちの実感を高める

2018（平成30）年に子育て家庭を対象に行ったアンケートでは、「剣淵町は子育てしやすいまちだと思いますか」という問いに対して、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答が4分の3以上を占め、前回（2013年実施）、前々回（2009年実施）の調査結果よりも、肯定的な回答の割合は高まっています。

■「剣淵町は子育てしやすいまちだと思いますか」（アンケート）■



しかしながら、剣淵町の子ども数が減り続けている状況は変わっておらず、子育てしやすいという評価が、子育て世代の転出抑制や町外からの転入増加にはつながっていない状況です。

人々のライフスタイルや価値観の多様化が進むなか、子育て世代の子育て支援ニーズも多様化しています。これらのニーズを細やかに把握し、不安や不満の解消に努めていくことで、子育てしやすいまちという実感が高まり、子育て世代に支持されるまちをめざすことが必要です。

時代に応じて孤立感や負担感を軽減する

剣淵町の1世帯あたり人員は、北海道や上川管内の平均に比べるとやや多い状況ですが、減少の度合いが大きく、今後核家族化が急速に進むことが予測されます。

これまで、子育てを支えてきた家族や地域の人達が少なくなっていくことで、孤立感や負担感を感じる子育て家庭が増え、これまで求められることが少なかったニーズも増えてきています。孤立感や負担感の高まりは、児童虐待等につながることも考えられます。

子育て家庭の孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境をつくる必要があります。

切れ目のない子育て支援

学校教育では、小学生から中学生、中学生から高校生へと進学する際に、環境の違いによって子どもが悩みを抱えないよう、円滑な接続が課題となっていますが、子育て支援の観点から考えると、0歳から18歳まで、切れ目なく支援を行っていくことが重要です。

特に近年は、妊娠時期から妊娠・出産の悩みを和らげる「産前産後ケア」が重視されており、妊娠初期から子育て期まで、それぞれの段階に対応した支援やサービス、助言などを行っていくことが求められています。

各年代の子どもと関わる関係機関や人達の相互の連携を深め、切れ目なく子どもや子育て家庭を見守り、支援をしていくことが必要です。

絵本の里のまちづくりをこれからの子育て支援に活かす

国は、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに制度や支援を充実させてきた方法を見直し、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域の住民や多様な主体がつながる「地域共生社会」をめざすという考えのもと、子育て支援策を進めていこうとしています。

剣淵町では、絵本の里のまちづくりを通して、子どもや障がい者に寄り添う気持ちを大切にしながら、福祉や教育の取り組みを進めていますが、その意識や取り組みが、より一層子育て支援策に求められることとなります。

絵本の里づくりで培ってきた意識の醸成・共有をより一層図りながら、剣淵町ならではの地域共生社会をめざしていくことが必要です。

第3章 この計画の基本的な考え方

1 子育て支援を進めるうえでの基本理念

子どもが元気に心身ともに健やかに成長していくことが、まちのみんなの願いです。

また、子育てをしている保護者の方が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことも必要です。

剣淵町では、まちのみんなで子どもや子育て家庭を応援し、支え合っていくことが日常的に行われるまちをめざし、第2期の基本理念を次のように定めます。

「みんなが子育て応援団 子どもの未来を支え合うまち けんぶち」

2 教育・保育提供区域の設定

子ども子育て支援法第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに事業の必要量を算出し、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

第1期の「子ども・子育て支援事業計画」では、小学校就学前の児童の教育・保育は、剣淵町保育所でサービスを提供していることから、町内全域で需給体制を確保することとし、「全町一地区」を教育・保育提供区域として設定していましたが、第2期である本計画においても引き続き、「全町一地区」を教育・保育提供区域として設定します。

3 基本目標

基本目標1 子育てを地域で見守り、支援します

近年は、身近で子育てを担い合える家族が少ない（いない）家庭も増えており、子育ての手助けや子育てに関する基本的な知識や情報を、身近な方から得ることが難しくなっています。一方、インターネットによる情報が増える中、正しい知識を得ることができず、混乱や誤解を生じることによって、子育てにつまずくリスクが高まる傾向にあります。

また、子どもを育てる保護者のライフスタイルや働き方が多様化する中、保育をはじめ子どもを預かってほしいというニーズも多様化しています。

絵本の里として、子どもの成長を地域で見守り、子育て家庭が抱える不安や悩み、支援ニーズを把握し、地域で解消したり、支え合える部分を広げていくことをめざします。

基本目標2 子どもが安全な環境で心身ともに健やかに育つよう支援します

子どもが誕生し、大人に成長していく間には、さまざまな要因や環境が、子どもの心身に影響を与えます。

子どもが安全な環境で、心身ともに健やかな大人に成長していくことができるよう、健康な体づくりとともに、心に抱える悩みの解決などに努め、体と心がともに元気に成長していくことを支援します。

また、子どもの身の回りには、さまざまな危険が潜んでおり、それらの危険や子どもに害を与える環境から、地域ぐるみで子どもを守ります。

さらに、近年は虐待や貧困によって、子どもの健やかな成長が妨げられたり、命が奪われることが起こり、問題となっています。これらの発生につながるサインを見逃さず、虐待や貧困から子どもを守る取り組みを進めます。

基本目標3 子どもを持つ家庭の負担が軽減するよう支援します

子育て家庭は、育児による心理的負担、肉体的負担、経済的負担など、さまざまな負担を抱えており、これらの負担を軽減することが子育て支援の重要な課題となっています。

各種保育サービスの充実に努めることに加え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざし、配偶者や働く場（企業）の理解を促し、子育て負担の偏り解消や両立を促します。

また、子育てに係る経済的負担を感じている人が増えているなか、子ども・子育てを社会で支えることの必要性や、少子化対策の必要性をふまえ、経済的な支援を行います。

中でも、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭に対しては、支援ニーズの把握に努め、必要な支援を行います。

4 計画の体系

基本理念

「みんなが子育て応援団」

子どもの未来を支え合うまち

けんぶち

基本目標 1

子育てを地域で見守り、支援します

1 子育て家庭の不安が解消されるよう努めます

2 保育や預かりを行うサービス、体制の充実に努めます

3 絵本の里らしい子育て支援を推進します

【1】子育てに関する情報や学習機会の提供、それらを通じた意識啓発を行います。

【2】「子育て支援センター」や「絵本の館」で交流、相談ができる場をつくれます。

【3】保育所の人員体制や環境の充実に努めます。

【4】保育所で今行われているサービスの充実に努めます。

【5】保育所での新たなサービスを検討します。

【6】地域の協力による預かり支援を検討します。

【7】放課後子ども達が安全に過ごせる居場所をつくれます。

【8】絵本にちなんだ子育て支援を行います。

【9】君の椅子プロジェクトなど、子どもの誕生をみんなで祝う取り組みを進めます。

【10】学校や地域とともに子育て支援を行います。

基本目標 2

子どもが安全な環境で心身ともに健やかに育つよう支援します

1 健康な状態で子育てができるよう支援します

2 食育を通して親子の健康づくりを応援します

3 子どもの悩みを解消し、危険や有害環境から子どもを守ります

4 虐待や貧困から子どもを守ります

【11】子どもを望む方に治療の支援を行います。

【12】妊婦さんが心身の安定を保ちながら出産を迎えることができるよう支援します。

【13】戸別訪問や健診などを通して、親子の健康づくりを応援します。

【14】子どもの生活習慣病や虫歯を予防します。

【15】子どもを対象とした医療の確保に努めます。

【16】食育の大切さを広め、発達段階に応じた食育を推進します。

【17】食べ物を育てたり食べたりする中で、食の大切さを学ぶ機会を充実させます。

【18】子どもや家庭が抱える悩みに適切に対応できる体制を充実させます。

【19】ネットの危険から子どもを守る取り組みを進めます。

【20】交通事故や犯罪に子どもが巻き込まれることを未然に防ぎます。

【21】自然災害への対応力が子どもの頃から身につくようにします。

【22】虐待を未然に防ぐための体制づくりや、虐待の疑いがある場合の速やかな保護対策の充実に努めます。

【23】貧困による子どもや保護者の悩みを把握し、適切な対応に努めます。

基本目標 3

子どもを持つ家庭の負担が軽減されるよう支援します

1 仕事と子育てが両立できるよう支援します

2 子育てしやすい環境づくりを進めます

3 子育てにかかる経済的な負担軽減に努めます

4 障がいを抱えている子を持つ家庭の子育て支援に努めます

【24】仕事と子育てを両立するための意識啓発を進めます。

【25】仕事と子育ての両立するための環境づくりを促進します。

【26】子育て世帯が住みやすい住宅が増えるように努めます。

【27】子どもと一緒に過ごしやすいまちになるよう、町内の公共施設等における環境づくりに努めます。

【28】各種手当・助成により、経済的な負担軽減に努めます。

【29】保育所や学童保育所にかかる負担軽減に努めます。

【30】経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級の児童生徒の学費軽減に努めます。

【31】ひとり親家庭等の経済的な負担軽減に努めます。

【32】障がいを抱えている子を持つ家庭の不安や負担を解消する体制の充実に努めます。

【33】保育所や学童保育所における障がいを抱えている子の受け入れ環境の整備に努めます。

第4章 計画の内容

基本目標1 子育てを地域で見守り、支援します

1 子育て家庭の不安が解消されるよう努めます

子育てに関する情報は、子育てハンドブックや広報紙等を通じて情報提供を行っています。子育て家庭が知りたい情報提供とともに、町全体で子育てを見守る意識が高まるような情報発信に努めていきます。

保育所内に設置している子育て支援センターや絵本の館では、子育て家庭への情報提供、相談対応、子育て家庭相互の交流を行っています。子育て支援センターの利用を始めた、増やしたいというニーズは一定量あり、今後も子育て仲間づくりや相談の場★として子育て家庭を支援していきます。

★ 子育てや教育の相談相手としては、配偶者、友人・知人、祖父母や親族などが多く、その後、小中学校、子育て支援センター、保育所が続きますが、相談できる人はいないという回答も見られます。

【1】子育てに関する情報や学習機会の提供、それらを通じた意識啓発を行います。

内容	● 子育てハンドブックの作成・配布 ● 「ぴばからすくらむ（子育て応援ファイル※）」の配布 ● 「教育相談だより」の配布 ● 家庭教育講座 ● 学びカフェ	支援ポイント	各種の子育て支援サービス等が、十分周知されるように内容の充実、更新に努めます。 また、父親等の積極的な参加を促します。 また、地域全体で子育てへの関心や理解を高め、子育て支援ができるように意識啓発を図っていきます。
----	---	--------	---

※子ども達の成長を記録したり、写真を入れたりすることができるファイルです。2017（平成29）年度生まれのお子さんを対象に、配布を始めました。

【2】「子育て支援センター」や「絵本の館」で交流、相談ができる場をつくれます。

内容	● 赤ちゃん広場 ● わくわく広場 ● ちびっこ遊びタイム	支援ポイント	参加者が固定化する傾向があるため、参加していない親子に対する情報の周知や参加の促し等の方策を検討していきます。
----	---	--------	---

2 保育や預かりを行うサービス、体制の充実に努めます

本町では、剣淵町保育所において、小学校就学前の児童の教育・保育を提供しています。

保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士等の資質・専門性の向上や子どもたちがのびのびと過ごせる環境づくりに努めます。また、多様化する保育ニーズ^{★1}に幅広く対応できるよう努めていきます。

保育所では、保護者の就労や出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要となった未入所児を対象とする一時保育も実施しています。一時保育以外の預かりニーズもあり^{★2}、対応が望まれています。預かり体制など人材確保が難しいため実施には至っていません。今後も、既存サービスの充実に努めるとともに、住民の力を活用した体制づくりへ向けて、人材の発掘・育成・組織化に努めていきます。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の居場所づくりや心身ともに健全な育成を図るため、学童保育所「みどりがくどう つちのこ館」を開設しているほか、絵本の館で放課後子ども教室を開催しています。放課後、子どもが安全に過ごせる場を求める家庭は多く^{★3}、今後も施設や内容の充実に努めます。

- ★ 保育所の充実に重視している家庭は多く、望まれている割合も高いです。
- ★ 日常的、緊急時に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる家庭が多くを占めますが、「そのような親族や知人はいない」「小さい子どもについては、みてもらうのは難しい」という回答も見られます。また、親族や友人・知人に見てもらっている家庭でも、みてもらえるサービスなどがあれば利用したいという家庭があります。
- ★ 特に小学校低学年（1～3年生）では子どもを学童保育で過ごさせたいと望む家庭は多いです。また、友だちとの交流の場、安全に過ごせる場であることが求められています。

【3】保育所の人員体制や環境の充実に努めます。

内容	● 保育所の充実 ● 各種研修の受講（保育所外） ● 保育所内研修	支援 ポイント	定員 90 名を維持するとともに、個々の保護者のニーズに対応していきます。 また、各種研修の受講や保育所内研修を実施し、保育士の質の向上に努めていきます。
----	---	------------	--

【4】保育所で今行われているサービスの充実に努めます。

内容	● 通常保育（0 歳児受入れ） ● 一時保育 ● 特定保育	支援 ポイント	0 歳児からの受け入れなど、引き続き保育の充実に努めます。 一時保育、特定保育については、事業内容を住民へ周知するとともに体制を継続して整えます。
----	---	------------	--

【5】 保育所での新たなサービスを検討します。

内容	● 延長保育 ● 休日保育事業 ● 病児・病後児保育	支援ポイント 延長保育、休日保育については、需要の動向を見極め、保育士の確保等、体制の整備に努めます。 病児・病後児保育については、医療機関等と連携のもと、検討していきます。
----	--	--

【6】 地域の協力による預かり支援を検討します。

内容	● 家庭的保育（保育ママ）の検討 ● ファミリー・サポート・センターの検討	支援ポイント 受け入れ人材の確保や行政の支援体制、設置に向けての体制づくりに努めます。
----	--	---

【7】 放課後子ども達が安全に過ごせる居場所をつくります。

内容	● 学童保育所の充実 ● 放課後子ども教室（わくわく放課後タイム）	支援ポイント 児童年齢に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、質・内容の充実に努めます。 学童保育所の延長保育について、需要の動向を見極め、指導員の確保等、体制の整備に努めます。
----	--	--



3 絵本の里らしい子育て支援を推進します

絵本の里づくりを進めている本町では、子どもが絵本にふれ合う機会を大切にしたり、取り組みとして、子どもの誕生を祝って絵本を贈呈するほか、絵本の読み聞かせやおはなし会などを行っています。

また、誕生した子どもが健やかに育つようにとの願いと、温もりのあるまちづくりをめざして、子どもの名前・生年月日などが刻印された「君の椅子」を贈呈しているほか、絵本の里の拠点である「絵本の館」で、子どもを対象とした様々なイベントや体験活動を行っています。今後も絵本の里らしい、子どもへの愛情や子どもとのふれ合いを大切にしたり、子育て支援を行っています。

小中学校では、地域との連携を深め、保護者と地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）や地域の方々が学校の活動を支援していく地域学校協働活動などを行っています。絵本の里らしい教育活動、学校を核とした地域との協働のまちづくり活動を推進することで、「ふるさと・けんぶち」に対する愛郷心や帰属意識（アイデンティティ）を子どもとともに高め合いながら、まちぐるみで子どもを育てていきます。

そのほか、切れ目のない子育て支援の一環として、保育所・小中学校・高校の連携がより一層求められており、本町においても、小中高連携教育推進協議会を中心に学校間の教育連携を推進していきます。

【8】絵本にちなんだ子育て支援を行います。

内容 ● ブックスタート事業 ● ぷっちょなブック事業※（絵本の贈呈） ● 移動図書館「絵本キャラバンカー」の活用 ● おはなし会 ● 絵本の里大賞受賞式に来町の絵本作家による学校訪問	支援ポイント 子どもたちの幸せを願う気持ちを共有しながら、絵本の贈呈を行います。 絵本の里を創ろう会、絵本の里づくり実行委員会と連携して、子どもが絵本にふれ合う機会を増やし、特色ある絵本文化活動・交流活動を推進します。
---	--

※就学前の幼児を対象に、毎年絵本を1冊プレゼントする事業です。

【9】君の椅子プロジェクトなど、子どもの誕生をみんなで祝う取り組みを進めます。

内容 ● 君の椅子の贈呈	支援ポイント 地域全体で子どもの誕生を祝福するとともに、その喜びをわかちあい子どもの成長を温かく見守ります。
---	--

【10】学校や地域とともに子育て支援を行います。

内容 ● 地域と学校との連携・協力による体験活動（地域学校協働活動） ● コミュニティ・スクール ● 子どもの生活習慣づくり事業 ● 地域に根ざした特色ある学校づくり ● 小中高連携教育推進協議会	支援ポイント 子育て家庭だけでなく、地域の住民やボランティアの方など、より多くの人達に呼びかけ、子育てや学校の運営に参加してもらえるように努めます。 保育所と小中高の相互連携により切れ目のない子育て支援に努めます。
---	--

基本目標2 子どもが安全な環境で心身ともに健やかに育つよう支援します

1 健康な状態で子育てができるよう支援します

子どもが心身ともに健やかに育つには、最初の段階として、妊娠初期から乳幼児期まで、母子の健康が保たれることが重要です。

本町では、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通して、母子が健康な状態で過ごすことができるよう、関係する課や機関が連携して、母子の健康管理の支援に努めています。今後も、身体健康維持と子育てへの不安解消をめざし、心身ともに健やかな状態で子育てができるよう支援していきます。

また近年は、生活習慣病は大人だけではなく、子どもにも見られることから、虫歯の予防とともに、よい生活習慣が身につくよう促していきます。

子どもの健康を見守るためには小児医療体制の確保が重要であり、子育て家庭から充実を求める声が多くあります★。町内診療所における小児医療の充実とともに、時間外や休日診療、緊急医療体制については近隣医療機関との連携に努めています。

★ 小児医療体制の充実を重視している家庭は多く、望まれている割合も高いです。

【11】 子どもを望む方に治療の支援を行います。

内容	● 不妊治療費の助成	支援ポイント	不妊症と診断され一般不妊治療および特定不妊治療を受けている方に対し、経済的負担を軽減します。
----	------------	--------	--

【12】 妊婦さんが心身の安定を保ちながら出産を迎えることができるよう支援します。

内容	● 妊産婦健康診査費の補助 ● 妊産婦健康診査の交通費の補助 ● 妊産婦保健指導 ● まんまるくらぶ（妊婦交流会）	支援ポイント	健診を受診することで妊産婦の母体と胎児の健康を守り、母子ともに健康な状態での出産や産後の経過の確認ができるよう支援します。 妊産婦の訪問や交流会により、育児の不安や悩みの早期解決、母親同士のふれあいの場を提供します。
----	--	--------	---

【13】 戸別訪問や健診などを通して、親子の健康づくりを応援します。

内容	● 新生児全戸訪問 ● 産後ケア事業 ● 子育て世代包括支援センターの設置 ● 乳児健診幼児健診（1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児） ● 各種予防接種	支援ポイント	乳幼児の成長・発達の確認、病気の予防と早期発見、保護者の育児不安の解消等を行うため、新生児期の訪問、親同士のふれあいの場の提供に努めます。 子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期までの悩み・質問・相談により応じやすい環境づくりに努めます。 各種予防接種の実施により、感染症の蔓延を予防します。
----	---	--------	--

【14】 子どもの生活習慣病や虫歯を予防します。

内容	● 乳幼児歯科指導 ● 歯科検診、フッ化物塗布 ● フッ化物洗口（年長児や小学生の希望者） ● 小児生活習慣病予防健診（小学5年生、中学2年生の希望者を対象とした血液検査）	支援ポイント 関係機関と連携を図りながら、生活習慣病や虫歯を予防する意識の向上、実践の普及に努めます。
-----------	---	---

【15】 子どもを対象とした医療の確保に努めます。

内容	● 診療所体制の充実 ● 北海道の「小児救急医療電話相談」の周知	支援ポイント 近隣医療機関と連携し、小児医療を安心して受けられる体制づくりに努めます。 応急措置的な医療情報を提供するとともに、看護師や小児科医から適切なアドバイスを受けることができる「小児救急医療電話相談（北海道の事業）」の普及啓発に努めます。
-----------	---	--



2 食育を通して親子の健康づくりを応援します

心身の健康には、栄養バランスのとれた食事を摂ることが重要ですが、栄養の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、子どもの食をめぐる問題は多様化、深刻化しています。

本町では、各種健診や相談の際に食事や栄養に関するアドバイスを行っているほか、離乳食講習会を開催し、スムーズに離乳食が始められるよう離乳食の基本を確認しています。また、保育所や学校の給食を通じて、食を大切にする気持ちを育み、正しい食習慣を身につけるよう努めているほか、野菜を育てる体験などを通じた食育を行っています。

今後も、子どもの発育・発達に合わせた食に関する意識啓発や情報提供を行うとともに、食を通じた子どもの健全育成に努めていきます。

【16】食育の大切さを広め、発達段階に応じた食育を推進します。

内容

- 食育に関する情報の普及・啓発
- 「剣淵町食育推進計画」に基づく食育の推進

支援ポイント

食育推進計画に基づき、食育に関する情報発信等を行います。

【17】食べ物を育てたり食べたりする中で、食の大切さを学ぶ機会を充実させます。

内容

- ぴよまる学級（離乳食講習会）
- 町保育所と剣淵高校の連携による菜園活動
- 学校農園、「お弁当の日」

支援ポイント

様々な分野が連携しつつ、給食や教科指導など乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会を提供します。



3 子どもの悩みを解消し、危険や有害環境から子どもを守ります

子どもを持つ親の悩みを解決することに加え、子どもが抱えている悩みを解決に導いていくことは、子育て支援として重要です。

小中学校では、教育相談室の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職を派遣し、児童生徒の心のケアをはじめ、困りごとを抱えている子どもと家族の問題解決に努めています。今後も子どもが抱える悩みにすばやく気づき、迅速に対応することで解決につなげていくことができるよう努めていきます。

また、交通事故や犯罪に子どもが巻き込まれる危険に加え、近年は、多発する自然災害に子どもが被害にあうケースや、より一層身近になったインターネットの普及によって、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増えています。これらの危険や有害環境から子どもを守ることも重要であり、関係機関と連携し、被害の未然防止に努めていきます。

【18】 子どもや家庭が抱える悩みに適切に対応できる体制を充実させます。

内容	● 教育相談室の設置 ● スクールカウンセラーの派遣 ● スクールソーシャルワーカーの派遣	支援 ポイント	学童期・思春期の心の問題、いじめ、少年非行の問題行動や不登校に対応するために、相談できる場や専門的な人材を配置し、本人や家族へのきめ細かな相談、指導に努めます。
----	---	------------	--

【19】 ネットの危険から子どもを守る取り組みを進めます。

内容	● 青少年健全育成協議会 ● 携帯電話やインターネットの安全な使い方に関する講習会、広報・啓発 ● ネットコミュニケーション見守り活動※	支援 ポイント	保健所・医療機関、関連機関と連携し、有害情報に対する家庭への情報提供を行います。 子どもがいじめやネットトラブルの被害を防ぐとともに、情報モラル教育を充実させます。
----	--	------------	---

※学校、教育委員会、地域が一体となって、児童生徒のネット環境を見守る活動です。

【20】 交通事故や犯罪に子どもが巻き込まれることを未然に防ぎます。

内容	● スクールガード・リーダーの配置 ● 通学路安全推進連絡会 ● 子ども 110 番の家の設置 ● 注意看板の適切な設置 ● 不審者情報の共有 (マ・メールの活用など)	支援 ポイント	子どもが日常行動する範囲や時間帯などをふまえ、交通事故や犯罪に子どもが巻き込まれないよう、見守りや環境改善、情報の共有に努めます。
----	--	------------	---

【21】 自然災害への対応力が子どもの頃から身につくようにします。

内容	● 子どもを対象とした防災教育 ● 保育所、学校における定期的な防災訓練の実施	支援 ポイント	教育や訓練を通して、自分の身は自分で守るという自助の重要性を子どもにも普及します。
----	---	------------	---

4 虐待や貧困から子どもを守ります

産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みが原因で、子どもの虐待に至ってしまうことがあります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待は社会全体で防止すべきであり、本町においても産前産後ケアなどを通じて保護者の悩みや不安を解消するとともに、虐待が発生していないか地域で見守る体制の充実に努めていきます。

日本の子どもの貧困率（17歳以下の子どものうち一定基準を下回る手取り所得の家庭で育つ子どもの割合）は13.9%（2015年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあると言われています。このようななか、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、子どもの貧困解決に向けた取り組みが進められています。

本町においても、経済的な理由で、学校以外の教育活動やスポーツ・文化活動をあきらめたり変更したことがあるという声もあり★、経済的な理由で子どもから夢や希望が奪われることがないよう努めていきます。

- ★ 経済的な理由で「子どもが希望する教材や塾通い」「子どもが希望するスポーツ活動や文化活動」などを変更したり、あきらめさせた」という声があります。

【22】虐待を未然に防ぐための体制づくりや、虐待の疑いがある場合の速やかな保護対策の充実に努めます。

内容 ● 要保護児童対策地域協議会	支援 ポイント 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していきます。
---	---

【23】貧困による子どもや保護者の悩みを把握し、適切な対応に努めます。

内容 ● 困窮の悩みを相談できる窓口（窓口への案内） ● 困窮家庭の子どもの支援 ● 困窮家庭の保護者の支援	支援 ポイント 経済的な悩みを抱える子育て家庭を支援策につなげていけるよう、状況の把握、制度や相談窓口の案内に努めます。
---	--



基本目標3 子どもを持つ家庭の負担が軽減できるよう支援します

1 仕事と子育てが両立できるよう支援します

女性の社会進出が進むなか、仕事と子育てを両立するための支援がより一層求められるようになっていきます。

本町では保育サービスの提供により働く女性の子育て支援に努めていますが、家庭の中で子育てを担い合う意識を高めたり、働きやすい職場環境にするなど、家庭や就労の場で取り組まなければ解決に至らない課題も多くあります。自分の望む働き方をしながら子育てを両立させることができるよう★保育サービスの充実に努めるとともに、仕事と子育てが両立できるよう家庭や企業★に働きかけていきます。

- ★ フルタイムに転換したい人をはじめ、働きたいと考えている母親は一定量います。
- ★ 子育てしながら働きやすい職場環境を重視している家庭は多く、望まれている割合も高いです。

【24】仕事と子育てを両立するための意識啓発を進めます。

内容

- 多様な働き方やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識改革

支援ポイント

国や北海道からの広報や情報の周知に努めます。

【25】仕事と子育ての両立するための環境づくりを促進します。

内容

- 家庭教育サポート企業の登録推進

支援ポイント

町内の企業に対して、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む「家庭教育サポート企業」への登録を呼びかけます。



2 子育てしやすい環境づくりを進めます

子育てしやすい環境として、子どもを遊ばせることができる場★や、安心して日常生活を送ることができる住宅が求められています。

町内では、「絵本の館」のほか、子どもが遊べる遊具がある「にこにこ公園」、絵本と木の砂場のコーナーがある道の駅などが子どもの遊び場になっていますが、乳幼児の遊具の整備を望む声も少なくありません。子育て家庭にとって、子どもと一緒に過ごしやすいまちになるよう、子どもと遊ぶことができる環境づくりを進めていきます。

住宅については、子育て世代を含め、あらゆる世代が利用しやすい公営住宅の整備に努めています。子育て世代がそれぞれの居住ニーズにあった住宅を町内で見つけることができるように、空き家情報の提供や子育て世代に配慮した住宅環境の充実に努めていきます。

- ★ 乳幼児の遊び場（公園など）の整備を重視している家庭は多く、望まれている割合も高いです。

【26】子育て世帯が住みやすい住宅が増えるように努めます。

内容 ● 公営住宅の整備、情報提供 ● 空き家・空き地の情報提供	支援ポイント 公営住宅については、子育て世帯の入居を勧奨した入居者選考を行っています。 新たに整備する公営住宅については、ユニバーサルデザインとし、全ての方に配慮した設計を行います。
---	--

【27】子どもと一緒に過ごしやすいまちになるよう、町内の公共施設等における環境づくりに努めます。

内容 ● 公園の維持管理及び遊具の整備 ● 公共施設等へのベビーベッドの設置 ● 屋外のイベント時に子ども連れで出かけやすい環境の充実（授乳・おむつ替えスポットの設置など） ● 多目的トイレの普及 ● 道路の環境整備（歩道勾配の解消）	支援ポイント 子どもと一緒に外出・移動する際、移動しやすく過ごしやすい町内となるよう、公園等必要な環境の整備に努めます。
--	--



3 子育てにかかる経済的な負担軽減に努めます

育児の心理的、肉体的負担の軽減に加えて、経済的負担の軽減を求める声は少なくありません★。

このようななか、各自治体では全国的な制度に加え、子どもの医療費助成など子育て世帯の経済負担の軽減につながる取り組みを独自に行っています。また、国では、子育て世帯の負担を軽減し、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられることをめざし、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化をスタートさせました。

今後も、限られた財源の中でどのような経済的支援ができるのか、優先順位や費用対効果をふまえ、取り組んでいきます。

★ 経済的支援を重視している家庭は多く、望まれている割合も高いです。

【28】 各種手当・助成により、経済的な負担軽減に努めます。

内容	● 児童手当の支給 ● 子ども医療費の助成 ● 遺児手当の支給 ● 特別児童扶養手当の支給	支援ポイント	手当や助成を通して、子育て家庭の経済負担軽減と児童福祉の増進を図ります。
----	---	--------	--------------------------------------

【29】 保育所や学童保育所にかかる負担軽減に努めます。

内容	● 保育所の保育料および副食費の軽減 ● 学童保育所の保育料の軽減	支援ポイント	保育料が無償化となる範囲や対象などを住民に分かりやすく伝えます。
----	---	--------	----------------------------------

【30】 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級の児童生徒の学費軽減に努めます。

内容	● 奨学資金制度の活用 ● 要保護及び準要保護児童生徒への援助 ● 特別支援学級在籍の児童生徒への援助	支援ポイント	学費で悩んでいる家庭を支援策につなげていけるよう、状況の把握や制度や相談窓口の案内に努めます。
----	---	--------	---

【31】 ひとり親家庭等の経済的な負担軽減に努めます。

内容	● 母子父子寡婦福祉資金の周知・活用 ● ひとり親家庭等への医療費の助成 ● 児童扶養手当の支給	支援ポイント	特に経済的負担の軽減が必要なひとり親家庭等の健康保持や生活支援に努めます。
----	--	--------	---------------------------------------

4 障がいを持っている子を持つ家庭の子育て支援に努めます

障がいを持っている子を持つ家庭においては、子育てに関する悩みや不安はより一層深く、支援を行うことが大切です。

本町では、新生児訪問や健診時に随時相談に応じているほか、児童相談所や医療機関、こども通園センターなど各関係機関と連携し、障がいを持っている子を持つ保護者への相談や支援、指導体制の充実を図り、悩みや不安の軽減に努めています。今後も一人ひとりに応じた適切な相談、支援、指導を行っていきます。

保育所や学童保育所、小中学校では、障がいを持っている子を受け入れるための人員配置や環境整備を適宜行っています。障がいを持っている子どもと障がいのない子どもが共に学び、ともに育つ「インクルーシブ教育」の推進が求められているなか、今後も、支援の必要な子どもに対する受入環境を適宜整えていきます。

【32】 障がいを持っている子を持つ家庭の不安や負担を解消する体制の充実に努めます。

内容

- 新生児訪問、乳幼児健診における相談
- 教育支援委員会の開催
- 児童・生徒教育相談会議の開催

支援 ポイント

早期発見から早期療育までライフステージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

【33】 保育所や学童保育所における障がいを持っている子の受け入れ環境の整備に努めます。

内容

- 障がいを持っている子の受け入れ体制の整備（保育所、学童保育所）

支援 ポイント

障がいを持っている子を受け入れるのに必要な体制を、個々のニーズに応じて整えます。

また、周りの人が障がいを持っている子を理解し接することができるように努めます。



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの見込量は、2018（平成30）年に国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準拠し、年齢別の児童数を推計したうえで、保護者を対象とするニーズ調査により得られた「家庭類型※」ごとの対象児童数を推計し、それぞれのサービス利用の意向率を乗じて算出しました。

ただし、国が示した算出方法は標準的なものであることをふまえ、本町の地域的な特性や施設整備の状況、実施している各種サービスの利用実態などを総合的に勘案して、補正を行った数値を示しています。

■国により示された「量の見込み」を算出する項目■

区分	事業	対象児童年齢
特定教育・保育事業	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが、幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園および保育所）	3～5歳
	保育認定③（認定こども園および保育所＋地域型保育）	0歳、1～2歳
地域子ども・子育て支援事業	時間外（延長）保育事業	0～5歳
	放課後児童健全育成事業（学童保育）	1～3年生、4～6年生
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
	一時預かり事業（①幼稚園児、②その他）	①3～5歳、②0～5歳
	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	0～5歳 1～3年生、4～6年生
	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※家族類型は、父母の有無、就労状況からタイプAからFまでの8種類です。推計は母親の就労希望をふまえた「潜在」の家族類型別の子どもの数に利用意向率を乗じて算出しました。

■家族類型の種類■

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

1 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策

1 見込量

ニーズ調査結果に基づき、「国の手引き」による方法から推計した計画期間における保育所の見込量は、以下のとおりです。なお、本町の小学校就学前の児童は、ほぼ剣淵町保育所に入所しています。教育標準時間認定である1号認定については、町内に幼稚園がなく、他市町村の幼稚園へ通園されている方の有無もその年によって異なるため、その見込量は0としています。しかし、2019年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園を希望される方の状況を確認しつつ、提供していきます。

人数		2020年度 (推計)	2021年度 (推計)	2022年度 (推計)	2023年度 (推計)	2024年度 (推計)
見込量		74	81	74	73	67
	2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	42	52	46	46	40
	3号認定こども（0歳）	5	5	5	5	5
	3号認定こども（1，2歳）	27	24	23	22	22

なお、2019年11月1日現在の保育所入所人数から、町が独自で推計した見込量は以下のとおりです。

人数		2019年度 (実人数)	2020年度 (推計)	2021年度 (推計)	2022年度 (推計)	2023年度 (推計)	2024年度 (推計)
見込量		69	71	81	72	71	66
	2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	45	48	60	52	52	47
	3号認定こども（0歳）	2	2	2	2	2	2
	3号認定こども（1，2歳）	22	21	19	18	17	17

（2019年11月1日現在の保育所入所実人数を基準に推計したもの）

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町の将来的な児童人口は減少が見込まれます。引き続き、剣淵町保育所の定員90人を維持し、既設の施設で、教育・保育サービスを提供していきます。また、長時間の預かりへの対応や、保育士の確保に努めるとともに、職員の資質向上に努めます。

人数		2020年度 (推計)	2021年度 (推計)	2022年度 (推計)	2023年度 (推計)	2024年度 (推計)
確保策		90	90	90	90	90
	2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	63	63	63	63	63
	3号認定こども（0歳）	3	3	3	3	3
	3号認定こども（1，2歳）	24	24	24	24	24

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児教育を望む保護者や就労状況にかかわらず利用できる保育所を希望される意見が少なからずあったことから、剣淵町保育所を教育・保育を一体的に提供する認定こども園の検討をします。

教育支援委員会の中で、保育所と小中高等学校の児童生徒の状況について情報交換を実施しており、よりきめ細かな連携を進めています。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策

1 利用者支援事業

内容	子どもやその保護者、又は妊娠している人が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。
確保策	子育てに関する相談については、住民課、健康福祉課窓口や子育て支援センターで相談等を受けられる体制を整えています。今後は、子育て包括支援センターの設置を進めるなど、引き続き相談等を受ける体制の強化に努めます。

2 地域子育て支援拠点事業

内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。
確保策	引き続き、子育て支援センターにおいて実施します。また、ニーズ調査結果からは、利用者増が見込まれます。保健部局との連携による体制を整備し、子育て中の保護者への情報の周知や気軽に利用できるような体制づくりに努めます。

※ 1 か月あたりの利用組数とニーズ調査結果をふまえ、1 か月あたりの利用組数 95 組で推計。

	2018 年度 (実績)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
見込量【組/年】	1,061	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
確保策【箇所】	実施機関：子育て支援センター（1 か所）					

3 妊産婦健康診査

内容	妊産婦の健康管理を図るため、妊産婦健康診査にかかる費用、妊産婦健康診査の受診先までの交通費助成を行っています。
確保策	引き続き、町外の医療機関に委託し、診査にかかる費用の助成を行います。

※2020年度以降は、将来の0歳児数を乗じて推計。

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
見込量【人/年】	28	15	14	14	13	12
確保策	実施場所：医療機関委託（町外）					

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

内容	乳児がいる全家庭を保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。
確保策	引き続き、全家庭を対象に実施します。

※2020年度以降は、将来の0歳児数。

	2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
見込量【人/年】	20	15	14	14	13	12
確保策	実施機関：健康福祉課					

5 養育支援訪問事業

内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	養育支援が必要な家庭に対する援助について検討します。

6 子育て短期支援事業

内容	短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。 ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。（原則として7日以内） トワイライトステイは、平日の夜間又は休日不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の住民のニーズに応じて、各関係機関と連携を図ります。

7 ファミリー・サポート・センター事業

内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整をする事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の住民のニーズに応じて、実施の検討をします。

8 一時預かり事業（一時保育）

内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業です。
確保策	引き続き、剣淵町保育所で実施します。

※現状の利用状況をふまえ、利用実績から推計。

	2018 年度 (実績)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
見込量【人/年】	160	90	94	85	84	78
確保策【箇所】	実施機関：剣淵町保育所（1 か所）					

9 延長保育事業

内容	保育認定を受けた乳幼児について、通常の保育時間を超えた保育を行う事業です。
確保策	現状の保育実施体制では実施が難しいため、需要の動向を見極めながら、職員の確保や実施体制の整備に努め、実施について検討します。

※「国の手引き」に準じて算出

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
見込量【人】	4	4	3	3	3
確保策	検討				

10 病児・病後児保育事業

内容	子どもが急に病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。
確保策	現状の体制では実施が難しいため、医療機関や保健師との連携強化を図り、子どもが病気の際の預かり先についての検討をします。

※「国の手引き」に準じて算出

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
見込量【人/年】	214	222	206	199	187
確保策	検討				

11 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

内容	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。
確保策	引き続き、「みどりがくどう つちのこ館」で実施をします。

※「国の手引き」に準じて算出（学童登録者数）

		2018 年度 (実績)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
見込量 【人】	低学年	46	36	34	37	43	51
	高学年	25	27	27	27	26	22
	合計	71	63	61	64	69	73
確保策	実施：みどりがくどう つちのこ館（1 か所 定員 70 名）						

12 保育所等の実費徴収に係る補足給付を行う事業

内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	副食費については、町内に居住する子どものみ無償化します。 その他、必要に応じて実施を検討します。

3 子育てのための施設等を利用する際の給付の円滑な実施

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、給付事務を進めます。

また、保護者が施設や事業を選択する際には、施設や給付に関する情報提供を十分に行うこととします。

第6章 計画の推進

1 進行管理表による事業の管理、検証

本計画に掲載している事業については、「進行管理表」を作成し、関係各課の協力を得ながら、毎年、実施状況を取りまとめ、実施結果について検証することとします。

検証の結果、事業内容の見直しや改善の必要が生じた場合は、見直しや改善を行い、常により良い方法で事業を進めていくこととします。

2 剣淵町子ども子育て支援会議への進捗状況の報告

「進行管理表」によって取りまとめた内容、検証結果、事業の見直し結果などについては、「剣淵町子ども・子育て支援会議」を開催し、事業の進捗状況を報告するとともに、事業推進に対し、意見や提案などをして頂くこととします。

資料編

1 剣淵町子ども・子育て支援会議設置要綱

剣淵町子ども・子育て支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、剣淵町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 剣淵町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況並びに評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

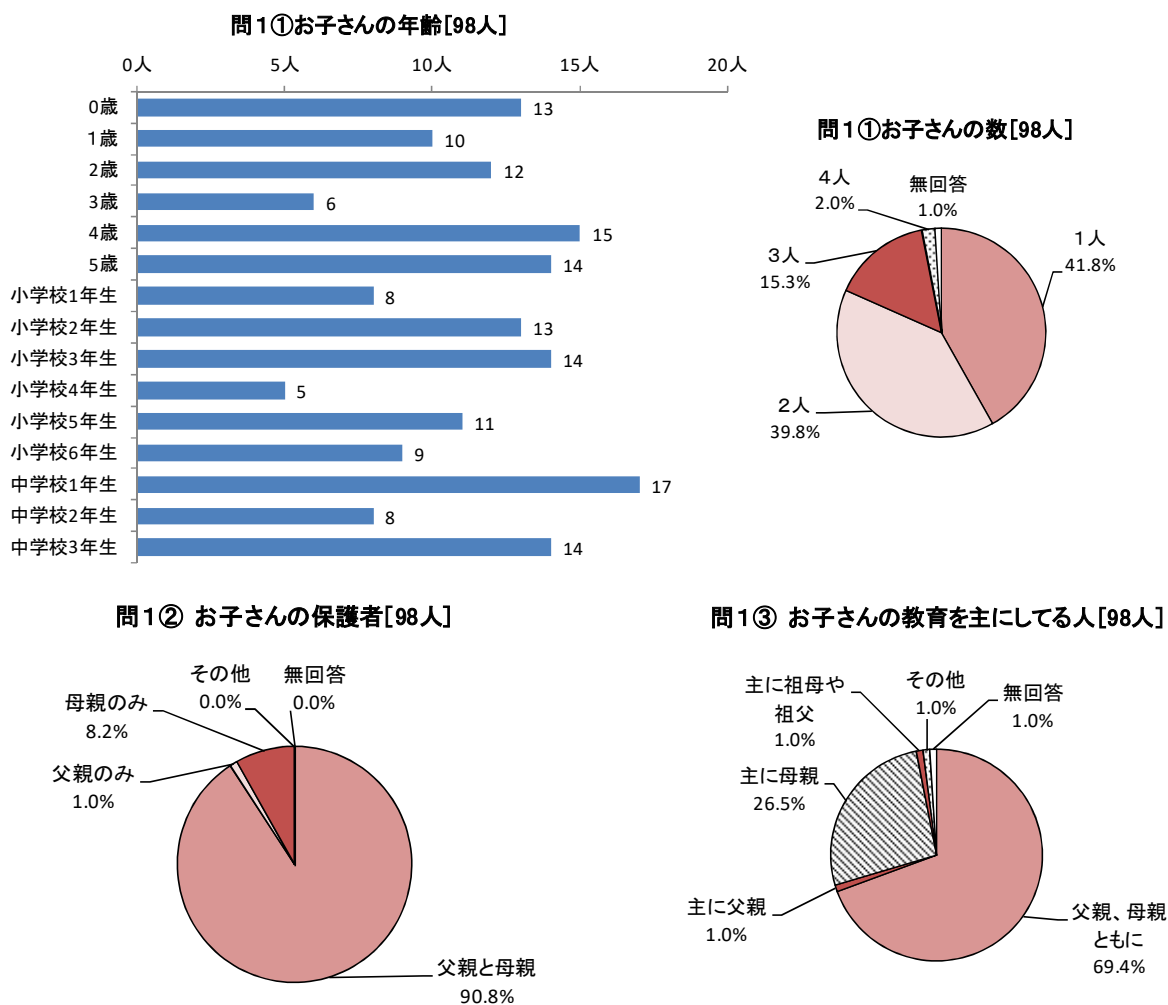
2 計画策定の経過

2018（平成30）年 11月	子育て支援についてのアンケートを実施 ・対象：剣淵町に剣淵町内に住む、中学生までのお子さんがある世帯すべて（182世帯）にお渡し（お送り） ・回収：98通を回収しました。（回収率53.8％）
2019（平成31）年 4月～5月	第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画検証 ・関係各課による第1期計画の検証の実施
2019（令和元）年 6月27日	第1回子ども子育て支援会議を開催 ・アンケート結果の報告 ・「第1期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」の検証結果を報告 ・子育て支援に関する現状や課題について意見交換
2019（令和元）年 11月14日	関係各課とのヒアリング ・最終的な事業の確認、調整など
2019（令和元）年 11月28日	第2回子ども子育て支援会議を開催 ・「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画案」を説明、協議
2020（令和2）年 1月29日	第3回子ども子育て支援会議を開催 ・「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画案」を説明、協議
2020（令和2）年 2月7日～ 2月28日	パブリックコメントの実施
2020（令和2）年 3月18日	第2期剣淵町子ども・子育て支援事業案の答申 ・剣淵町子ども・子育て支援会議会長から剣淵町長に答申

3 子育て支援についてのアンケート結果概要

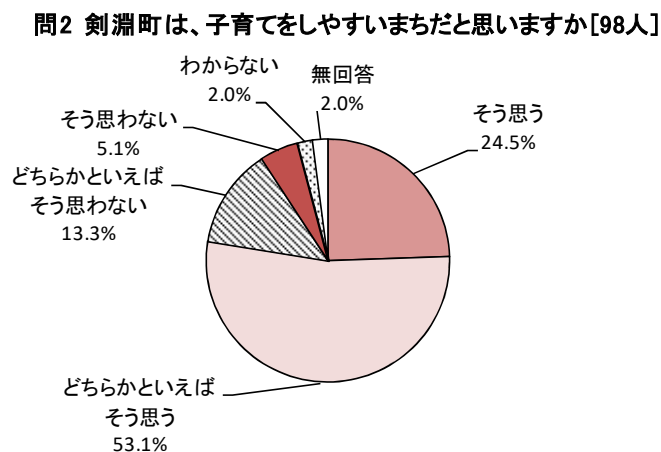
※記載式の設問以外の、主な設問のみ掲載しています。

問1 お子さんご家庭等の状況についてお尋ねします。



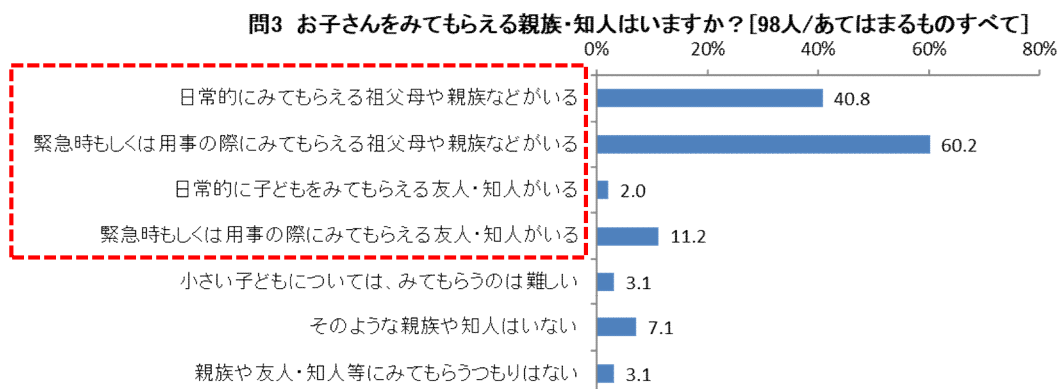
問2 剣淵町は、子育てをしやすいまちだと思いますか。（1つに○）

- 「どちらかといえばそう思う」が53.1%と約半数を占め、「そう思う」（24.5%）が続きます。
- 肯定的な評価である「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は77.6%で、否定的な評価である「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計は18.4%です。



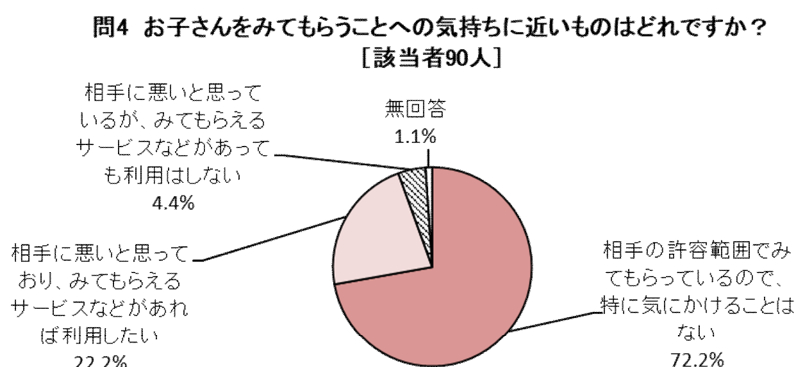
問3 お子さんをみてもらえる親族や、友人・知人はいますか。（あてはまるすべてに○）

- 「緊急時もしくは用事の際にみてもらえる祖父母や親族などがある」が60.2%と最も高く、「日常的にみてもらえる祖父母や親族などがある」（40.8%）が続きます。
- 「そのような親族や知人はいない」は7.1%、「親族や友人・知人等にみてもらうつもりはない」は3.1%です。



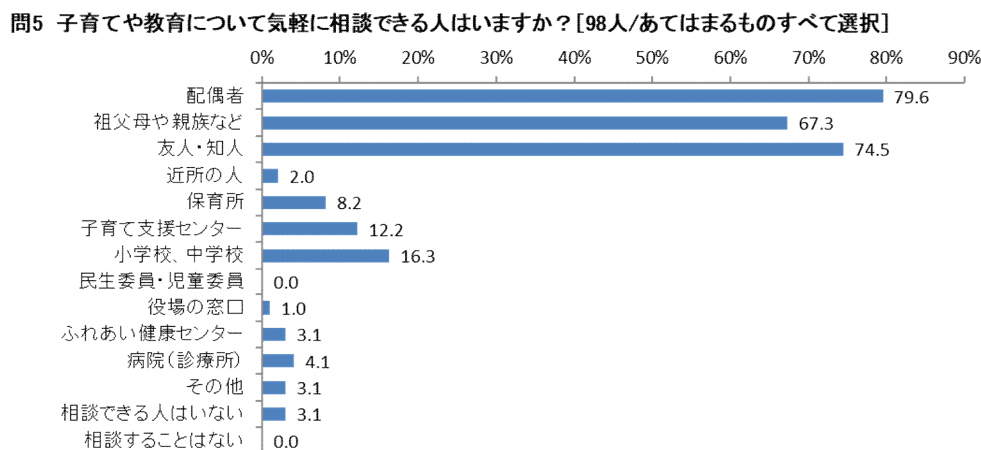
問4 問3で「1～4（2の選択肢）」を選んだ方にお尋ねします。祖父母や親族、友人・知人にみてもらうことについて、お気持ちに近いものはどれですか。（1つに○）

- 「相手の許容範囲でみてもらっているので、特に気にかけることはない」が72.2%と7割以上を占めますが、「相手に悪いと思っており、みてもらえるサービスなどがあれば利用したい」も22.2%と2割以上を占めます。



問5 子育てや教育について気軽に相談できる人はいますか。（あてはまるすべてに○）

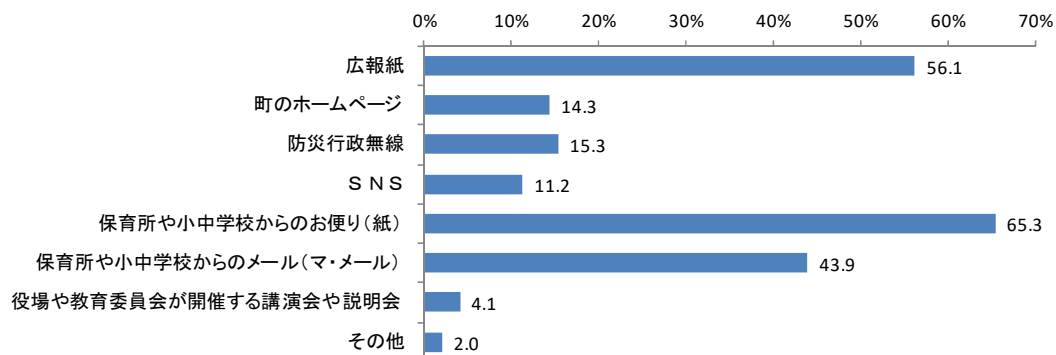
- 「配偶者」が79.6%と最も高く、「友人・知人」（74.5%）、「祖父母や親族など」（67.3%）が続きます。「相談できる人はいない」は3.1%です。



問6 子育てや教育の情報を町から提供する時に、どのような方法を充実させてほしいですか。
(あてはまるすべてに○)

- 「保育所や小中学校からのお便り（紙）」が65.3%と最も高く、「広報紙」（56.1%）、「保育所や小中学校からのメール（マ・メール）」（43.9%）と続きます。

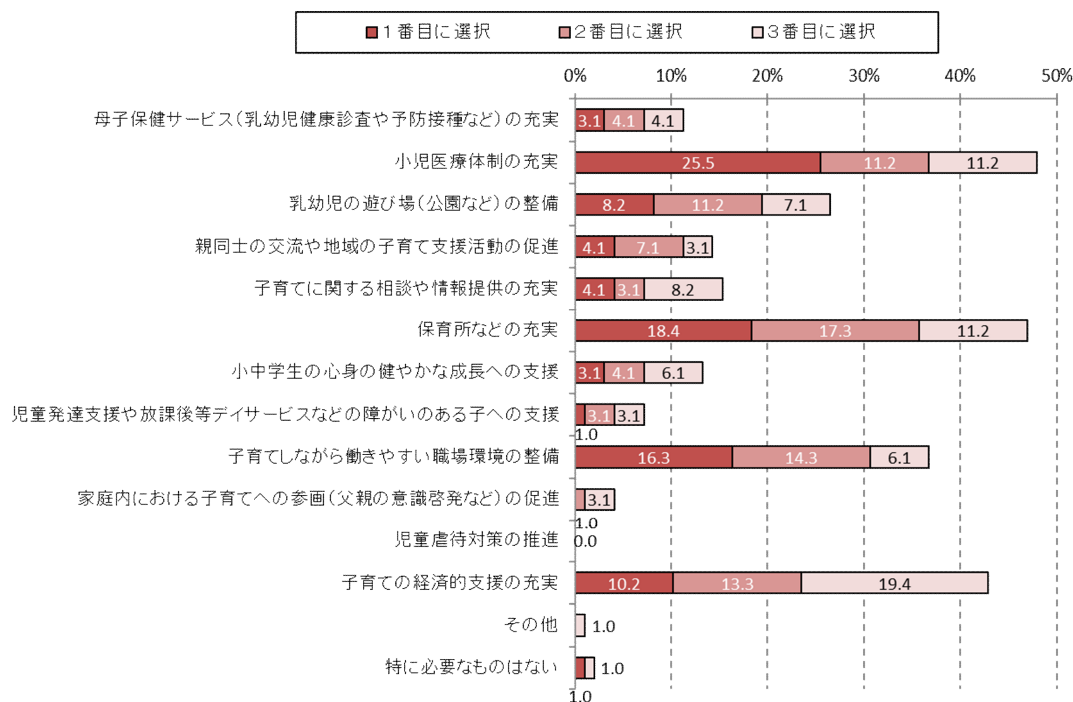
問6 子育てや教育の情報提供の方法で、なにを充実させてほしいですか？[98人/あてはまるものすべて選択]



問7 子育てしやすいまちには、どのようなことが重要だと思いますか。（上位3つを選択）

- 1番目に選んだ回答が最も高かったのは「小児医療体制の充実」（25.5%）で、「保育所などの充実」（18.4%）、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」（16.3%）と続きます。
- 1番目から3番目までの合計でみると、最も多かったのは「小児医療体制の充実」（合計47.9%）で「保育所などの充実」（合計46.9%）が続きます。3番目は「子育ての経済的支援の充実」（合計42.9%）です。

問7 子育てしやすいまちには、どのようなことが重要だと思いますか？[98人/1～3位の合計]

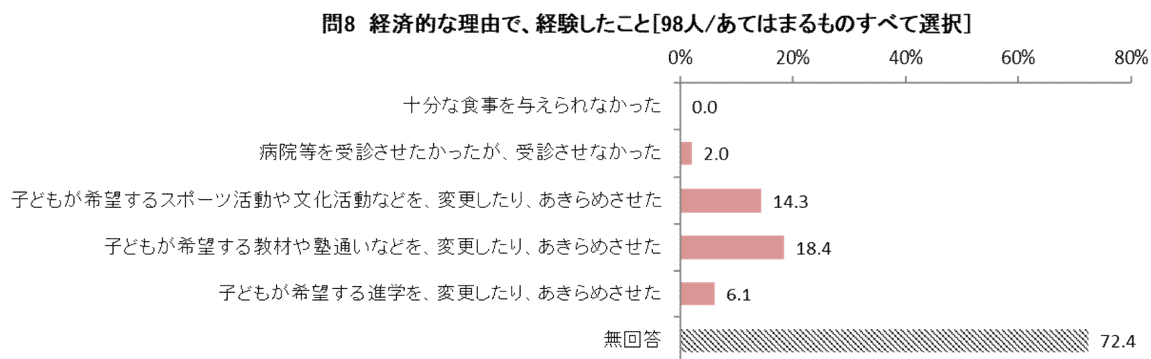


	「1番目に選択」が多い順位	%
1位	小児医療体制の充実	25.5
2位	保育所などの充実	18.4
3位	子育てしながら働きやすい職場環境の整備	16.3
4位	子育ての経済的支援の充実	10.2
5位	乳幼児の遊び場（公園など）の整備	8.2

合計の順位	%
小児医療体制の充実	47.9
保育所などの充実	46.9
子育ての経済的支援の充実	42.9
子育てしながら働きやすい職場環境の整備	36.7
乳幼児の遊び場（公園など）の整備	26.5

問8 経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。（あてはまるすべてに○）

- 「子どもが希望する教材や塾通いなどを、変更したり、あきらめさせた」が18.4%と最も高く、「子どもが希望するスポーツ活動や文化活動などを、変更したり、あきらめさせた」（14.3%）が続きます。

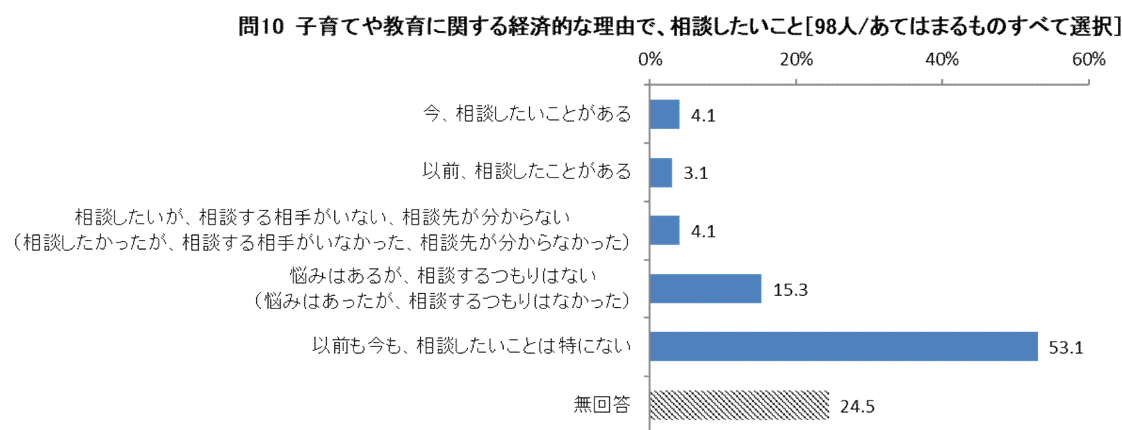


問9 問8の選択肢以外に、経済的な理由で、子育てや教育に関することで、やめたり、変更したり、あきらめさせたりしたことがありましたら、お書きください。

- 遠出の家族旅行、旅行（回答者2人）
- 今後大きくなればスポーツや塾等あきらめさせてしまう事があるかもしれない。
- 仕事が忙しく連れていけなかった。
- 大会や習い事、有名な師につくとお金がかかるので、出場をあきらめた事がある。

問10 子育てや教育に関する経済的な理由で、相談したいこと（以前したこと）はありますか。差し支えなければ内容についても概要をご記入ください。（あてはまるすべてに○）

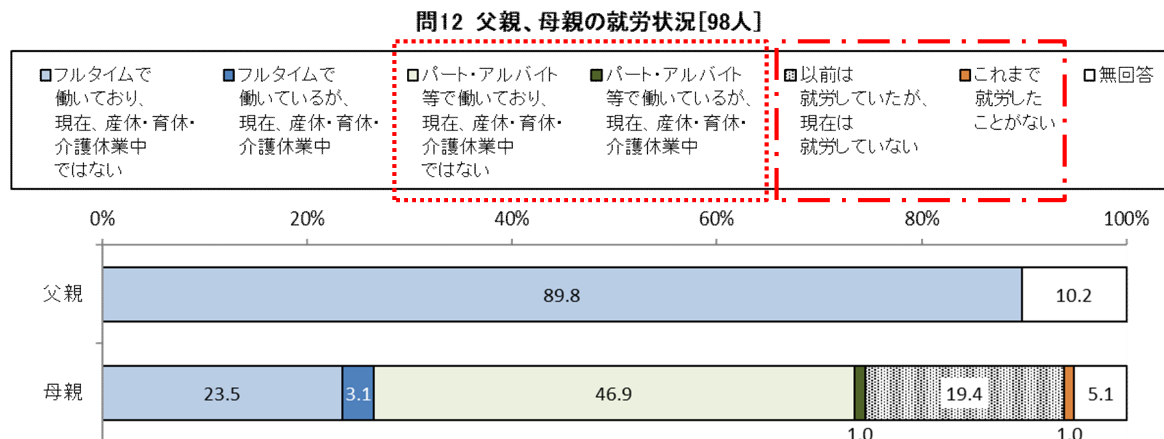
- 「以前も今も、相談したいことは特にない」が53.1%と最も高く、「悩みはあるが、相談するつもりはない（悩みはあったが、相談するつもりはなかった）」（15.3%）が続きます。



問11 問10で「今、相談したいことがある」または「以前、相談したことがある」を選んだ方にお尋ねします。相談したい相手はどちらですか。あるいは、以前相談された相手はどちらでしたか。（あてはまるすべてに○）

- 「今、相談したいことがある」を選んだ方（4人の回答）は「知人・友人」が1人、「役場の窓口」が1人、「民生委員・児童委員」が1人、「その他」が1人です。
- 「以前、相談したことがある」を選んだ方（3人の回答）は「祖父母や親戚など」が2人、「知人・友人」が2人、「保育所の保育士、学校の先生など」が1人、「子育て支援センター」が1人、「その他」が1人です。

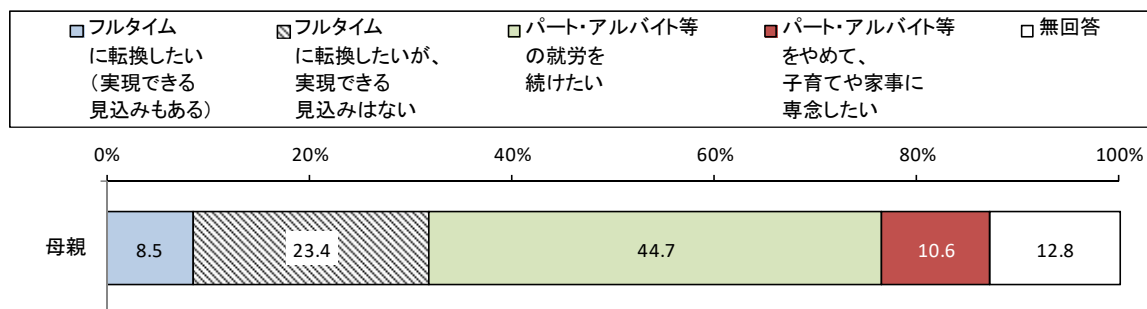
問 12 父親、母親の就労状況についてお尋ねします。（1つに○）



問 13 問 12 で「3 または 4（ の選択肢）」を選んだ方にお尋ねします。他への転換希望はありますか。（1つに○）

- 父親（回答なし）
- 母親（47 人の回答）は「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が 44.7%と最も高いですが、「フルタイムに転換したいが、実現できる見込みはない」が 23.4%で続いています。

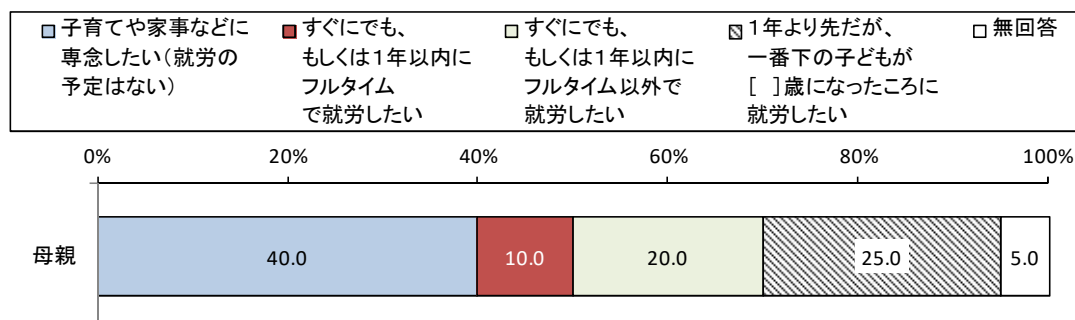
問 13 パート・アルバイトからの転換希望はありますか？[母親の該当者47人]



問 14 問 12 で「5 または 6（ の選択肢）」を選んだ方にお尋ねします。他への転換希望はありますか。（1つに○）

- 父親（回答なし）
- 母親（20 人の回答）は「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 40.0%と最も高く「1 年より先だが、一番下の子どもが [] 歳になったところに就労したい」が 25.0%で続きます。[] の年齢については、回答者 5 人のうち、3 名が「3 歳」、1 名が「6 歳」（1 名が無回答）です。

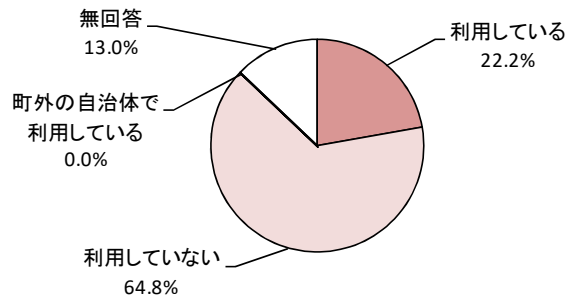
問 14 就労していない人からの転換希望はありますか？[母親の該当者20人]



問 17 【5歳までのお子さんがいる方】現在、「子育て支援センター」が実施している事業（わくわく広場、ちびっこあそびタイム、子育て相談など）を利用していますか。（1つに○）

- 「利用していない」が64.8%と最も高く、「利用している」（22.2%）が続きます。「町外の自治体で利用している」という回答はありません。

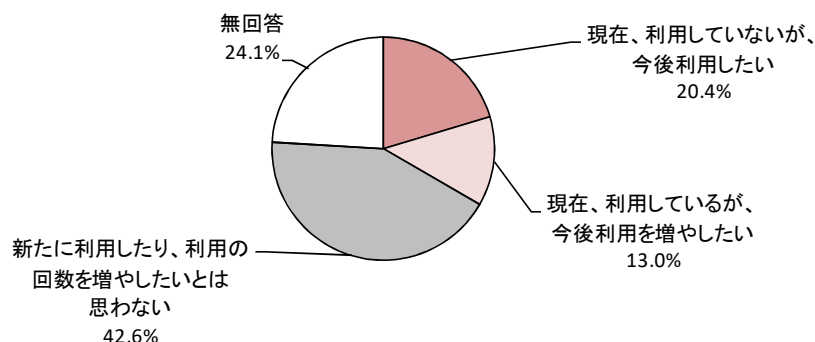
問17 現在「子育て支援センター」が実施してる事業を利用していますか？
[該当者54人]



問 18 【5歳までのお子さんがいる方】今後の「子育て支援センター」の利用希望をお尋ねします。（1つに○）

- 「新たに利用したり、利用の回数を増やしたいとは思わない」が42.6%と最も高いですが、「現在、利用していないが、今後利用したい」が20.4%で次に高く、「現在、利用しているが、今後利用を増やしたい」も13.0%と1割以上を占めます。

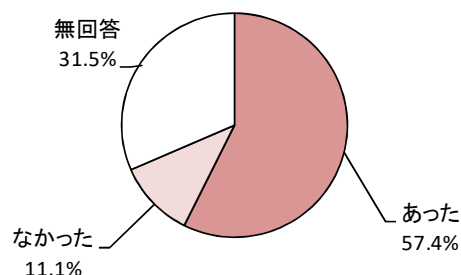
問18 今後の「子育て支援センター」の利用希望[該当者54人]



問 20 【5歳までのお子さんがいる方】平日に保育所、幼稚園など教育・保育サービスを利用している方にお尋ねします。この1年間に、お子さんが病気になった、ケガをしたなどで、保育所や幼稚園などを利用できなかったことはありますか。（1つに○）

- 「あった」が57.4%と過半数を占めます。

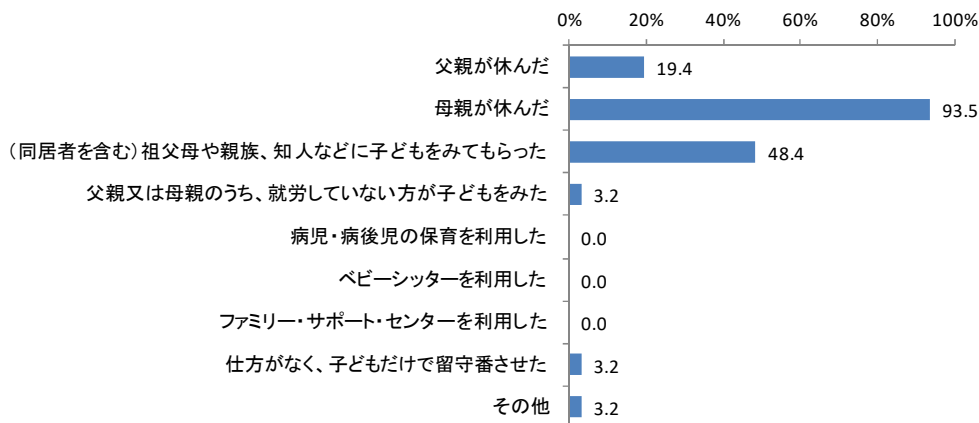
問20 1年間にお子さんが病気になった、ケガをしたなどで利用できなかったことはありますか？[該当者54人]



問 21 【5歳までのお子さんがいる方】問 20 で「あった」を選んだ方にお尋ねします。その時の対処方法はどうでしたか。（あてはまるすべてに○）

- 「母親が休んだ」が 93.5%と最も高く、「(同居者を含む) 祖父母や親族、知人などに子どもをみてもらった」(48.4%)が続きます。

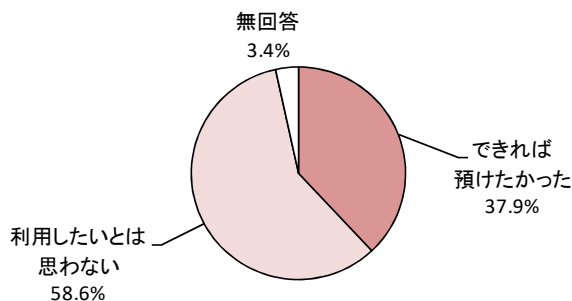
問21 その時の対処法について[該当者31人]



問 22 【5歳までのお子さんがいる方】問 21 で「父親が休んだ」または「母親が休んだ」を選んだ方にお尋ねします。その時、病児・病後児を預かる施設※があれば、預けたかったですか。（1つに○）

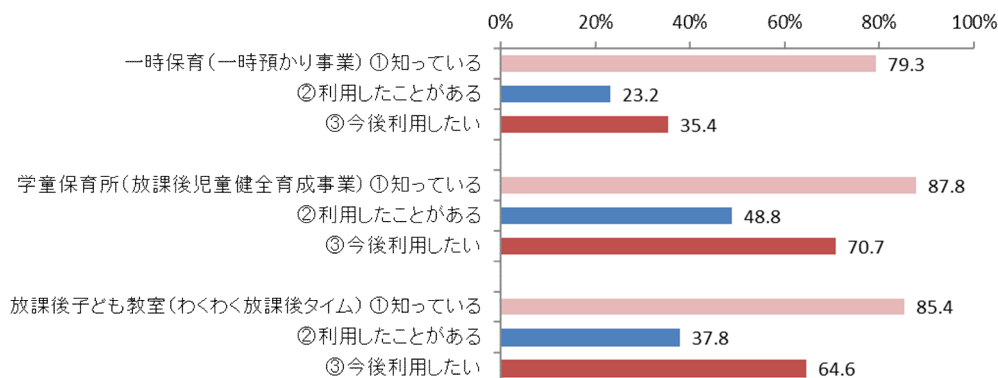
- 「できれば預けたかった」が 37.9%と 4 割を占めます。
- 「できれば預けたかった」と回答した 11 人の、預けたかった日数については、「2 日」が 1 人、「3 日」が 2 人、「4 日」が 2 人、「7 日」が 1 人、「10 日」が 3 人、「25 日」が 1 人、記載なし 1 人です。

問22 病児・病後児を預かる施設があれば預けたかったですか？
[該当者54人]



問 23 【小学 6 年生までのお子さんがいる方】次の子育て支援サービスについて、①②③のそれぞれに、「はい」か「いいえ」どちらかに○をつけてください。

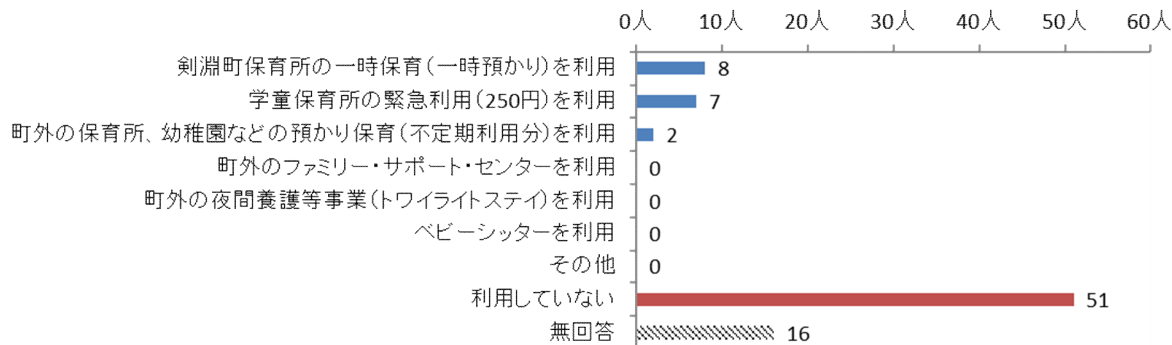
問23 次の子育て支援サービスについて[該当者82人]



問 24 【小学 6 年生までのお子さんがいる方】私用、親の通院、不定期の就労などの目的で、お子さんを不定期に預けることはありますか。（あてはまるすべてに○）

- 「剣淵町保育所の一時保育（一時預かり）を利用」が 8 人、「学童保育所の緊急利用（250 円）を利用」が 7 人、「町外の保育所、幼稚園などの預かり保育（不定期利用分）を利用」が 2 人です。その他の利用はありません。

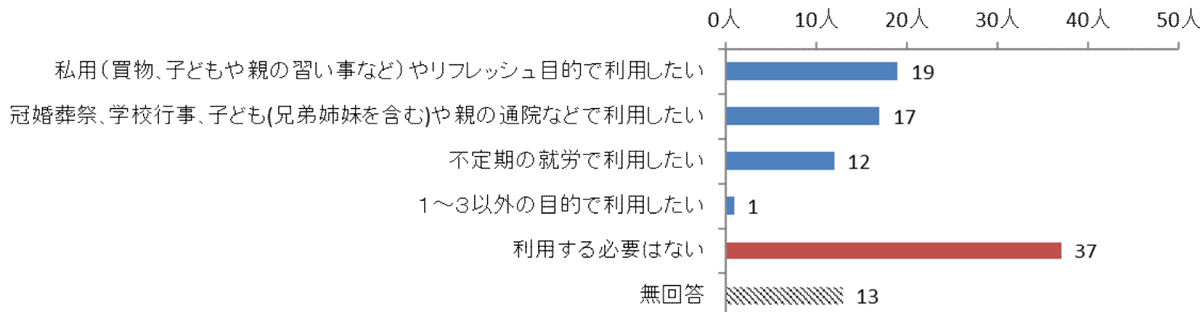
問24 私用、親の通院などで、不定期に預けることはありますか？[該当者82人]



問 25 【小学 6 年生までのお子さんがいる方】私用、親の通院、不定期の就労などの目的で、お子さんを不定期に預けることができるとしたら利用したいと思いますか。（あてはまるすべてに○）

- 「私用（買物、子どもや親の習い事など）やりフレッシュ目的で利用したい」は 19 人、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院などで利用したい」は 17 人、「不定期の就労で利用したい」は 12 人です。

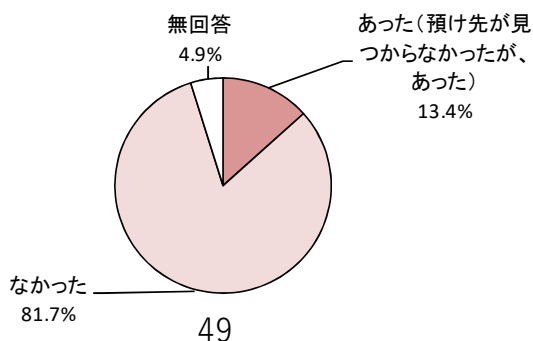
問25 私用、親の通院などで、不定期に預けるなら、年間何日ぐらい利用したいですか？[該当者82人]



問 26 【小学 6 年生までのお子さんがいる方】この 1 年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。（1 つに○）

- 「なかった」が 81.7%と約 8 割を占めますが、「あった（預け先が見つからなかったが、あった）」も 13.4%と 1 割以上を占めます。

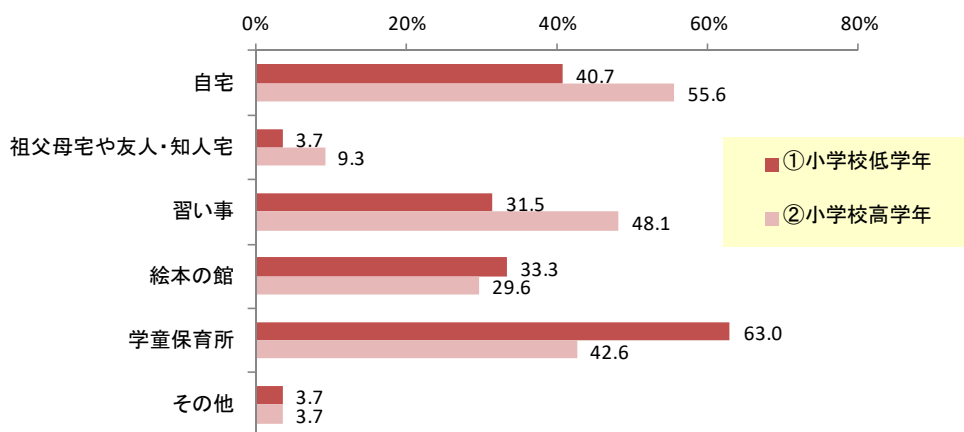
問26 この1年間に、保護者の用事により泊りがけでみてもらうことはありましたか？[該当者82人]



問 28 【5歳から小学6年生までのお子さんがいる方】お子さんを放課後（平日の小中学校終了後）、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまるすべてに○）

- 小学校低学年（1～3年生）の時は「学童保育」（63.0％）が最も高く、「自宅」（40.7％）、「絵本の館」（33.3％）、「習い事」（31.5％）と続きます。
- 小学校高学年（4～6年生）の時は「自宅」が55.6％と最も高く、「習い事」（48.1％）、「学童保育」（42.6％）、「絵本の館」（29.6％）と続きます。

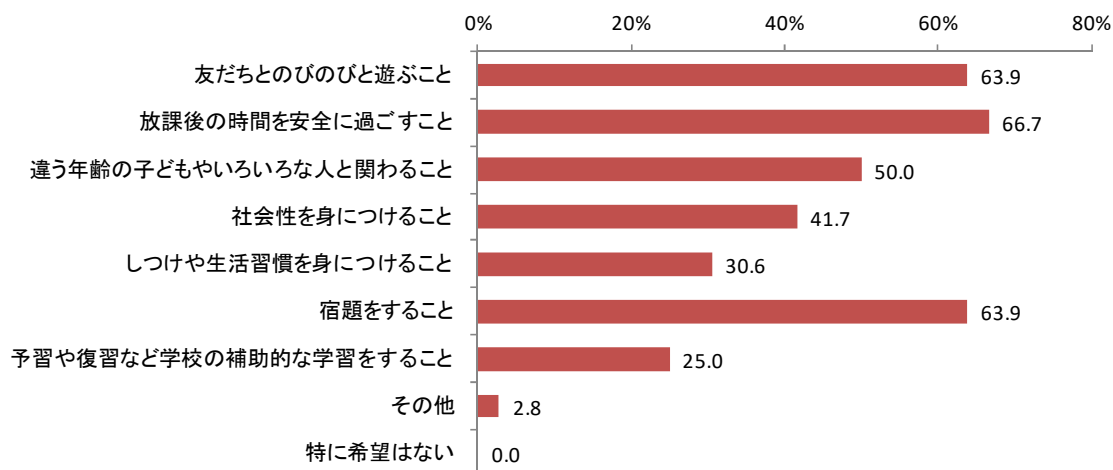
問28 お子さんを放課後、どのような場所で過ごさせたいですか？[該当者54人]



問 29 【5歳から小学6年生までのお子さんがいる方】問 28 で「学童保育所」を選んだ方にお尋ねします。学童保育所（つちのご館）にどのようなことを望みますか。（あてはまるすべてに○）

- 「放課後の時間を安全に過ごすこと」が66.7％と最も高く、僅差で「友だちとのびのびと遊ぶこと」と「宿題をすること」が同率（63.9％）で続きます。

問29 学童保育所(つちのご館)へなにを望みますか？[該当者36人]



第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画

剣淵町住民課

〒098-0392

北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号

TEL : 0165-34-2121 (代表)

FAX : 0165-34-2577

